

デジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価

点 検・評 価 報 告 書

専門職大学院名称 : デジタルハリウッド大学大学院
デジタルコンテンツ研究科 デジタルコンテンツ専攻

目次

序章	1
本章	
第1章 使命・目的	4
第2章 教育内容・方法・成果	8
(1) 教育課程・教育内容	8
(2) 教育方法	17
(3) 成果	26
第3章 教員・教員組織	29
第4章 学生の受け入れ	37
第5章 学生支援	43
第6章 教育研究等環境	53
第7章 管理運営	65
第8章 点検・評価、情報公開	72
終章	80

序 章

1. デジタルハリウッド大学院の自己点検・評価活動

◆自己点検・評価の実施目的

本報告書は、デジタルハリウッド大学大学院における2020（令和2）年度の自己点検・評価の活動を取りまとめたものである。同報告書の構成は、2021（令和3）年度に受審を予定している公益財団法人大学基準協会によるデジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価を見据えて、同協会が定める「点検・評価報告書」の作成要領に準拠している。

本大学院における自己点検・評価の実施目的は、「デジタルハリウッド大学自己点検委員会規則」第2条に定めるとおり、「本学の教員及び事務組織の多面的な活動状況等を客観的に点検・評価し、もって本学の発展及び活性化に資すること」としている。

◆自己点検・評価の実施体制

本大学院における自己点検・評価は、同規則第1条の「デジタルハリウッド大学の教育、研究、管理運営等において、社会的責任を持った教育研究機関として、全国的及び国際的な観点から個性的で特色ある大学を創造するために必要な自己点検・評価に関する審議を行うため、本学に設置する自己点検委員会の審議事項、組織等について定める」に基づき、デジタルハリウッド大学自己点検委員会の実施体制のもと活動を行っている。

同委員会の構成員は、同規則第6条に定めるとおり、学長を委員長として、これに本学の学部及び大学院の事務局長が加わり、さらに、学長が指名する本学の専任教員3名を加えた自己点検委員会を組織し、2020（令和2）年度の自己点検・評価活動を実施した。

その活動にあたっては、公益財団法人大学基準協会の定めるデジタルコンテンツ系専門職大学院基準及び点検・評価項目に基づき、委員長の学長を中心に、客観的な根拠資料をもとに、自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるべく、同委員会において複数回の審議を重ね、全学的な観点から自己点検・評価を実施した。

2. 前回の認証評価の結果を受けて講じた改善・改革活動の概要等

本大学院では公益財団法人大学基準協会によるデジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価を2017（平成29）年度に受審し、「デジタルコンテンツ系専門職大学院基準に適合している。」と認定された。認定期間は2018（平成30）年4月1日から2023（令和5）年3月31日までの5年間であるが、次回の認証評価を早期に申請する旨の強い要請を受け、2021（令和3）年度に受審する。

その認証評価の結果を受けて講じた改善・課題解決の概要等は、2018（平成30）年度に作成した報告書「第8章 点検・評価、情報公開」の【評価の視点8-3】及び【評価の視点

8-4】に記載している通りであるが、その主な内容は以下の通りである。

【検討課題を踏まえた改善・課題解決】

- (1) 学位名称にふさわしい教育の体系化と理論の教育課程への反映
新カリキュラムのコンセプト「SEAD」を策定し、「基礎・理論科目」と「応用・実践科目」を配置することで教育の体系化を図った。また、「基礎・理論科目」を配置することで、理論を教育課程に反映した。(第2章 教育内容・方法・成果 項目3：教育課程の編成)
- (2) シラバスのチェック体制とあいまいな記載内容の見直し
改訂版のシラバスガイドラインの作成と、シラバスの記載内容のチェックリストを作成し、3者でシラバスのチェックを行うよう体制を整え、運用を開始した。(第2章教育 内容・方法・成果 項目10：成果)
- (3) コア科目の明確化とそれに合わせた教員組織の編成
カリキュラムにおけるコア科目として「基礎・理論科目群」を配置し、それにふさわしい教員組織を編成した。(第3章 教員・教員組織 将来への取り組み・まとめ)
- (4) 教育研究業績に基づいた教員の研究活動の適切な評価の仕組み
教育研究業績に基づく専任教員活動報告表を策定し、専任教員の研究活動の評価を行うよう制度を整備した。(第3章 教員・教員組織 項目13：専任教員の教育研究活動等の評価)
- (5) 理論系の専任教員をよりいっそう採用するための教育研究環境の整備の検討
教育研究環境の整備に向けたさらなる検討を具体的に行っている。
デジタルハリウッド大学 内部質保証システムにおいて全学的かつ全社的に審議・検討を重ねることで、この検討課題の課題解決に努めた。(第3章 教員・教員組織 将来への取り組み・まとめ)
- (6) 外部評価結果を教育研究活動等の改善・向上に組織的に結び付けること
本学の機関全体の外部評価を行う組織である教育課程連携協議会（デジタルハリウッド大学アドバイザーボード）の規則を制定し、学長が左記4名をその構成員として任命した。(第2章教育 内容・方法・成果 項目9：改善のための組織的な研修等)

【勧告に対する改善・課題解決】

(7) 理論と実務の架橋教育の実現

2019（平成 31）は年度からの新カリキュラムのコンセプト「SEAD」に基づき、「基礎・理論科目」と「応用・実践科目」を配置し、理論と実務の架橋教育が実現されるように努めた。（第 3 章 教員・教員組織 将来への取り組み・まとめ）

(8) 修了課題制作の審査基準の明文化及び審査の厳格化

修了課題制作について公平で客観的かつ厳格に評価を行うことができるルーブリック型評価基準と、その厳格な審査方法を策定し、修了課題制作のシラバスなどに明記し学生に対して公表するよう整備した。（第 2 章教育 内容・方法・成果 項目 8：成績・評価）

(9) 高度の教育上の指導に問題が生じないように、専任教員組織の編制に留意

専任教員の契約期間を、単年度から 2 年以上に延長することも可能にすることで、高度の教育上の指導に問題が生じないように専任教員組織を編制し運用するよう整備する等、改善に努めた。（第 3 章 教員・教員組織 将来への取り組み・まとめ）

(10) 雇用契約の対象者の増員と理論系教員の任用・昇格基準の設定と運用

雇用契約の教員の登用を計画立てて順次行う。次年度について理論系教員の任用を内定し、具体的に推進するとともに、任用・昇格基準を定め、運用するという方針を決定した。（第 3 章 教員・教員組織 将来への取り組み・まとめ）

これらの内容に基づき、自己点検委員会では改善活動を行い、改善報告書を 2020（令和 2）年度に大学基準協会に提出している。

第1章 使命・目的

項目1：目的の設定及び適切性（評価の視点1-1～1-4）

<現状の説明>

【評価の視点1-1】デジタルコンテンツ系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命のもと、固有の目的を設定していること。

本大学院及び研究科の固有の目的は、以下のように設定している。

まず、本大学院の使命・目的は、「本大学院学則」第1章第1条に、「本大学院は、教育基本法に則り、学校教育法の定める専門職大学院として、人類が産み出す無数の知から、新たな知の関係を創造・構築することにより、広く人類社会の発展に寄与する人材を養成すると共に、それに付随した高度かつ実践的な研究開発を行うこととし、これをもって文化向上と産業発展に寄与することを使命とする。」と定めている（資料1-1）。

つぎに、本研究科の教育研究目的は、「本大学院学則」第1章第4条第2項に「デジタルコンテンツ研究科は、SEAD（※）の理論と実務を架橋する高度専門教育を行い、人類社会がより豊かで持続的に発展していくための社会実装を行うことができる能力を備えた人材を養成することを目的とする。※SEAD：Science／Engineering／Art／Design－人文系・芸術系・理工系の学識・技術・能力が相互作用する創発的学術領域」と定めている。（資料1-1）。

以上で示した固有の目的は、上記に示した内容から明らかなおおりに、デジタルコンテンツ系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命である「高度情報化社会にあって、デジタル技術を活用したイノベーションの理論と実践にかかる教育研究を行い、コンテンツやビジネスを通じた新たな産業や文化を創造する能力を備えた人材を養成すること。」に基づいて設定している。

【評価の視点1-2】固有の目的を専門職学位課程の目的に適ったものとする。（「専門院」第2条第1項）

まず、本研究科固有の目的は、前述のおおりに、「本大学院学則」第1章第4条第2項に、「デジタルコンテンツ研究科は、SEAD（※）の理論と実務を架橋する高度専門教育を行い、人類社会がより豊かで持続的に発展していくための社会実装を行うことができる能力を備えた人材を養成することを目的とする。※SEAD：Science／Engineering／Art／Design－人文系・芸術系・理工系の学識・技術・能力が相互作用する創発的学術領域」と定めている（資料1-1）

つぎに、専門職学位課程の目的は、専門職大学院設置基準第2条第1項に、「専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする」と定められている。

以上の文言から明らかなおお、本研究科固有の目的は、専門職学位課程の目的に適ったものである。

【評価の視点1-3】固有の目的を学則等に定めていること。（「大学院」第1条の2）

大学院設置基準第1条第2項「大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。」に従い、本大学院及び本研究科の固有の目的を、本大学院の使命・目的として「本大学院学則」第1章第1条に、本研究科の教育研究目的として「大学院学則」第1章第4条第2項に、それぞれ明記している（資料1-1）。

【評価の視点1-4】固有の目的には、どのような特色があるか。

本研究科の教育研究目的では人文系・芸術系・理工系の学識・技術・能力が相互作用する創発的学術領域 SEAD の理論と実務を架橋する高度専門教育が、人類社会の豊かで持続的な発展のために重要であると提示している（資料1-2）。デジタルコンテンツ系専門職大学院が取り組むべき教育研究の領域を設定したことは、高度情報化社会における人材養成において先導的役割を担うものである。また、人文系・芸術系・理工系のいずれか1つでも専門職大学院を設置することができる学問分野であるにもかかわらず、それらを融合した学際分野の教育を行うことを固有の目的としている点が特色である。

<根拠資料>

- ・添付資料1-1：「デジタルハリウッド大学大学院学則」
- ・添付資料1-2：「大学院ホームページ（大学院の使命・目的、研究科の教育研究目的）」
<https://gs.dhw.ac.jp/profile/about/>

項目2：目的の周知（評価の視点1-5）

【評価の視点1-5】教職員、学生等の学内構成員に対して、固有の目的の周知を図っていること。

本大学院及び本研究科の固有の目的を、以下のように、学内構成員及び社会一般に対して、周知を図っている。

まず、①本大学院の使命・目的、②本研究科の教育研究目的については、本大学院のホームページにすべて掲載し、本大学院の構成員（教職員および院生）のみならず広く社会にも公開し周知を行っている（資料1-2）。

つぎに、本大学院の構成員のうち、本大学院の教員に対しては、「教員ガイドブック」に上記2点を記載し周知を図っている（資料1-3、5頁）。

さらに、本大学院の院生に対しては、入学時に配付する「学生ガイドブック」に上記2点

を記載し、入学時のオリエンテーションなどで職員が説明を行うなど、周知を図っている（資料1-4、3頁）。また、この周知方法に加えて、本大学院の院生に対して、「シラバス」に上記2点を記載し周知に努めている（資料1-5、4頁）。

加えて、受験生や社会一般に対しては、大学院の募集要項に上記2点を示すことによって、周知・公表を行っている（資料1-6、3頁）。また、これら募集要項は、本学のホームページにも掲載し、ダウンロードできるようにしている。また、受験生に対して、学校説明会の際に職員がスライドを用いて説明し、入学検討者への周知を行っている（資料1-7、65頁）。

<根拠資料>

- ・添付資料1-3：「教員ガイドブック2020」
- ・添付資料1-4：「大学院 2020年度 学生ガイドブック」
- ・添付資料1-5：「2020年度 シラバス」
- ・添付資料1-6：「デジタルハリウッド大学大学院 2020年4月入学 募集要項」
- ・添付資料1-7：「2020年度学校説明会資料」

【1 使命・目的（項目1～2）の点検・評価（長所と問題点）】

<①長所として取り上げるべき事項>

機関全体として2025年に向けた中長期構想を策定し、「DHU 2025 VISION BOOK」（資料1-8、1-9）として教員・学生・保護者、さらに広く社会に向けて公開している。その中でデジタルハリウッド大学の構成員が重視すべき行動基準・価値観を「すべてをエンタテインメントにせよ」という、一言に凝縮したスローガンを設定し、キャンパス内に大きく掲示するなど、内外への周知に成功している。

また、大学院単独では、成果発表会を毎年度開催し、本学の使命・目的を体現する優秀な修了課題制作や修士論文を発表する場を設けることで、使命・目的の周知を効果的に行っている（資料1-9）。

さらに、本大学院の使命・目的の浸透を図るため、入学式に「デジタルフロンティア・グランプリ」という表彰イベントを内包し、全学の成果を入学時点に見せている。（資料1-10）。「デジタルフロンティア・グランプリ」の重要性と意義については、「DHU 2025 VISION BOOK」p.54の「おわりに」でも言及し、設置会社とも連動した全学的に重要で象徴的なイベントであることを強調している。

大学の内部質保証の観点からも、使命・目的の明確化と中長期構想の策定および推進に注力しており、自己点検委員会ワーキンググループが主導するPDCAサイクルにおいて、学長・事業部長の教職協同からなる「DHU 2025 VISION BOOK」が作成、公開されたことは2019年

度より新たに確立した長所であるといえる。

<根拠資料>

添付資料 1-8 : 「DHU 2025 AGENDA」

添付資料 1-9 : 「DHU 2025 VISION BOOK」

添付資料 1-10 : 「成果発表会」

<https://gs.dhw.ac.jp/students/exhibition/>

添付資料 1-11 : 「デジタルフロンティア・グランプリ 特設サイト」

<https://www.dhw.co.jp/df/>

<②問題点として取り上げるべき事項>

問題点として取り上げるべき事項は特にない。

【1 使命・目的（項目 1～2）の将来への取り組み・まとめ】

<①長所として取り上げるべき事項>

「すべてをエンタテインメントにせよ」というスローガン設定については、これまで内外の周知に成功しているため、これを 2021（令和 3）年度以降も継続する。

成果発表会については、これまで、本大学院の使命・目的を院生が体現化する場として機能するなど、その使命・目的の周知に極めて効果的に機能しているため、2021（令和 3）年度以降もこの実施方法を継続するとともに、その機能をより一層効果的なものとするために、教職員で構成する実行委員会において不断の見直しを行い改善に努めていく。なお 2019（令和元）年度よりカリキュラムを再編したことから、内容や呼称をアップデートし、「DHGS the DAY」としてより本研究科の長所や特色を訴求する取り組みとなっている。

「デジタルフロンティア・グランプリ」については、本学の学部、大学院および設置会社のスクールを含めた全社的な取り組みではあるが、この表彰イベントは、本大学院の使命・目的の浸透を図る上で、非常に効果的に機能しているため、2021（令和 3）年度以降も継続してこの実施方法を採用するとともに、その機能をより一層充実したものとするために、大学院グループの職員を含めたイベント実行グループにおいて絶えず見直しを行い、改善を行っていく。

<②問題点として取り上げるべき事項>

2018（平成30）年10月19日の経営会議において、デジタルハリウッド大学教育課程連携協議会（アドバイザリーボード）の規則を制定した（添付資料1-12）。2019（令和元）年度より、本大学院の理念・目的に照らした教育研究活動等の適切性に関する定期的な検証を、自己点検委員会やカリキュラム検討委員会のみならず外部有識者との新たな視点も含めて行い、実質的な運用を開始しているが、実績が未だ十分とはいえ、継続的に取り組んでいく必要がある（添付資料1-13、添付資料1-14）。

<根拠資料>

添付資料1-12：「経営会議 決議資料 デジタルハリウッド大学_内部質保証システムにおけるアジェンダ_6.pdf

添付資料1-13：令和元年度アドバイザリーボード議事録.pdf

添付資料1-14：令和2年度アドバイザリーボード議事録.pdf

以上

(1) 教育課程・教育内容

項目3：教育課程の編成（評価の視点2-1～2-4）

<現状の説明>

【評価の視点2-1】学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を明文化し、学生に対して周知を図っていること。

2017（平成29）年度に受審した認証評価における検討課題の指摘を受け、カリキュラム検討委員会の審議を経て、2019（令和元）年度より新たな学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定めた。

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

本大学院では、複雑化し予測が困難になりつつある人類社会において、「すべてをエンタテインメントにせよ！（Entertainment. It's everything.）」という校是を掲げている。本大学院の学生は、この校是を理解した上で、自らの探求により課題を設定し、クリエイティビティの発揮とデジタルテクノロジーの活用により、コンテンツならびにビジネスのマネジメントを修得する。これを通じて、新たな産業や文化を創造し、人類社会がより豊かで持続的に発展していくために必要な社会実装ができる人材を目指すことが求められる。

この目標の達成のためには、既存の専門分野ごとの学問領域を越境し、その総合性を涵養する新時代の学問的ルネサンスを起こすことが重要であり、アートやサイエンスなど人間の営みによる複雑な文化性を理解し洞察を得るための学識と、テクノロジーの進化によって可能となる新たな時代に求められる社会実装を行うためのエンジニアリングやデザインの力を総合した、SEAD（Science／Engineering／Art／Design—人文系・芸術系・理工系の学識・技術・能力が相互作用する創発的学術領域）の修得こそが必要不可欠であるといえる。

以上を踏まえ、学位授与の方針を以下に示す。

・理論と基礎としての「Art」「Science」と、実践と応用としての「Engineering」「Design」の4つの要素を総合した創発的学術領域であるSEADの学識・技術・能力を修得し、理論と実務を架橋できること。

・人類社会が共通に求める目標（※）を目指して、人が人らしく生きるための文化・社会をつくることに貢献する意思をもち、自らが解決すべき課題を探求・設定できること。

参考例 SDGs /2015 年 9 月の国連総会で採択された行動指針（『我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ』）等

・課題解決のための独自のアイデアや計画を、クリエイティビティとデジタルテクノロジーを活かしたコンテンツやビジネスとして、社会に発信・提案できること。または、調査・実証や、メディアそのものとして表現する等の方法でこれを実現できること。

・これらを満たすように設計されたカリキュラムを、本学大学院学則に定める期間在学し、所定の授業科目を履修して 34 単位以上を修得することにより、高度な専門的職業人に必要な理論と実務の両面にわたる学識・技術・能力を備えた者に、デジタルコンテンツマネジメント修士（専門職）を授与する。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

本研究科は、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、教育課程の編成と実施においては以下を方針とする。具体的な指導の仕組みと科目・教員の配置については、教職員で構成する専門委員会の協議により毎年度見直しを行う。

【1】教育課程 編成方針

本研究科のカリキュラムは、SEAD（Science／Engineering／Art／Design－人文系・芸術系・理工系の学識・技術・能力が相互作用する創発的学術領域）の概念により体系化された「専門科目」を中心に、課題を探求・設定しコンテンツやビジネスとして社会に発信・提案する力を養う「研究実践科目（ラボ）」を配置している。そして、これらの科目群で修得した学識・技術・能力などが「修了課題」として最終のアウトプットに収斂するよう編成している。

1. 専門科目 (SEAD)

SEAD (Science/Engineering/Art/Design—人文系・芸術系・理工系の学識・技術・能力が相互作用する創発的学術領域) の概念により編成する。

① 基礎・理論/人間の営みによる複雑な文化性を理解するための学識

- 1) Art: 審美眼と発想力を養う
- 2) Science: 理論思考と調査研究のための基礎力を養う

② 応用・実践/新たな時代に求められる社会実装を行うための力

- 3) Design: 課題解決と意思伝達のための思考法や手法を習得する
- 4) Engineering: 工学的技術の進化と可能性を理解し、その活用法を習得する

2. 研究実践科目 (ラボ)

担当教員が専門とする領域のもとで設定されたテーマやプロジェクトに、ゼミ形式で実践的に取り組む。

3. 修了課題

研究成果の集大成として、クリエイティビティを発揮しデジタルテクノロジーを活用したビジネスプランおよびデモコンテンツ、論文、共同研究報告書、または作品を制作し、修了課題として提出する。指導教員の他にアドバイス教員を置き、ビジネス、クリエイティビティ、デジタルテクノロジーの総合的な視点から制作を進めていく。

4. 産学官連携による研究推進

企業・自治体等との連携により、拡張的な実践経験を培う特別プログラムを実施する。また、外部からの要請または本学からの提案により、本学の産学官連携センターがコーディネイトを行い、受託研究や共同研究を行う。

【2】教育課程 実施方針

1. 実務家教員の配置

自身のビジネス展開の中で培った経験や、産業界の実態と課題を捉える鋭い感覚を持つ実務家教員を主に配置している。

2. クォーター制の採用

様々なテーマで学ぶための科目の配置の柔軟性、社会人院生の履修計画の利便性の向上等を目的とし、1年を4学期に区分している。院生は、例えば所属企業の繁忙期を避けて当該クォーターの履修科目数を調整できる。また、産業界で活躍する実務家教員も大学院における指導を集中的に行うことができる。

3. FS（フィードバックシート）の導入

教員の指導の質向上や、院生の能動的な講義参加を促進するため、院生は毎回の講義後に FS（フィードバックシート）を提出する。教員は FS を確認することで学生の理解度などを把握することができ、そこに記載された質問や要望については、翌週の講義にて回答や反映をしてゆく。本学ではこの FS によるコミュニケーションを徹底するため、講義の出欠席を FS の提出の有無によって管理している。

4. 修了課題制作の段階的指導

修了課題制作は入学直後に開催される「新入生合宿」にはじまり、学事を軸として段階的に指導を行う。研究テーマについて教員・院生等からフィードバックを得る発表会や、専任教員の指導方針と研究テーマ案のすり合わせを行う「指導教員マッチング」などを経て2年次の履修登録までに指導教員を決定する。指導教員の専門領域以外からも指導・助言を得る機会として「研究テーマ相談会」を行い、研究設計を精査していく。その後、登録内容の審査と進捗報告を行う「中間発表」を経て、「最終発表」へ至る。また、教職員は院生の指導履歴を共有し、複数の領域の教員による越境的な指導と、職員による個別最適化された支援を行う。

5. 成果発表会の実施

年度末に、合格した修了課題制作の中で優秀なものの発表、および研究実践科目（ラボ）の年間活動発表等を行う成果発表会を実施する。産学官の各方面から聴衆を募り、研究成果とのマッチングを行う。また、修了生や有識者の講演、ステージ演出等によるエンタテインメント性を重視する。年間の学事の集約点であり、本学での研究成果のゴールとして設定することで期限までに成果を出す文化・環境、挑戦する姿勢を醸成する重要な装置の一つとして教職員で構成する実行委員会が企画・運営を行う。

6. 実装支援

修了課題制作や本学が促進するテーマでのプロジェクトについて、計画やデモに留まらず実装する意義があると強く認められるものについては、学内でのコンペティションを経て、開発費などを助成する実装支援を行う。

平成 2019（令和元）年度より、本研究科の学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を策定し、ホームページで公表するとともに（資料 2-1）、学生ガイドブック等に掲載し、院生に対して周知を図っている（資料 1-4、4 頁）。また、これらの方針は、大学院専任教授会での意見聴取を経て、学長が決定し定めたものである（資料 2-2、1~2 頁）。

本研究科の学位授与方針は、固有の目的に則した学習成果を明示し、これらを修め、かつ所定の 34 単位以上を修得した者にデジタルコンテンツマネジメント修士（専門職）を授与すると定めるものである（資料 2-1）。

本研究科の学位授与方針に基づき、院生に期待する上記の学習成果の達成を可能とするために、教育内容、教育方法などに関する基本的な考え方を明示した本研究科の教育課程の編成・実施方針を設定している（資料 2-1）。

【評価の視点 2-2】学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、次に掲げる事項を踏まえ、教育課程を体系的に編成していること。（「専門院」第 6 条）

（1）デジタルコンテンツ系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命（mission）、すなわち、高度情報化社会にあつて、デジタル技術を活用したイノベーションの理論と実践にかかる教育研究を行い、コンテンツやビジネスを通じた新たな産業や文化を創造する能力を備えた人材を養成するという観点から編成していること。

本研究科では、学位授与方針を踏まえ、カリキュラム・ポリシーに、教育課程の編成方針として、以下のように定めている。「本研究科のカリキュラムは、SEAD（Science／Engineering／Art／Design－人文系・芸術系・理工系の学識・技術・能力が相互作用する創発的学究領域）の概念により体系化された「専門科目」を中心に、課題を探究・設定しコンテンツやビジネスとして社会に発信・提案する力を養う「研究実践科目（ラボ）」を配置している。そして、これらの科目群で修得した学識・技術・能力などが「修了課題」として最終のアウトプットに収斂するよう編成している」。

また、理論と実務の架橋教育を行うため、「基礎・理論科目」には、人間の営みによる複雑な文化性を理解するための学識を得るための理論的科目を中心に配置し、その上で、「応用・実践専門科目」には、新たな時代に求められる社会実装を行うための力を修得する実践的科目を中心に配置している（資料 1-5）。さらに、「先端科学原論」「先端芸術原論」「コンテンツマネジメント概論」「テクノロジー特論 B（データ）」「テクノロジー特論 D（人工現実）」「コンテンツマネジメント特論」「クリエイティブイノベーション」「アカデミックライティング」「特別講義 G」といった研究者教員による科目も配置している（資料 1-5）。

このように、本研究科では、理論と実務の架橋教育である点に留意し、教育課程を体系的に編成している。

(2) デジタルコンテンツ分野の人材養成にとって基本的な内容、発展的な内容、実践的な内容、事例研究等を取扱う科目を適切に配置していること。

デジタルコンテンツ分野の人材養成にとって①基本的な内容、②発展的な内容、③実践的な内容、④事例研究等を取扱う科目については、本研究科のカリキュラム・ポリシーにおいて、①は「基礎・理論科目」として、②は「応用・実践科目」として、③は「研究実践科目（ラボ）」として、④は「SEAD 特別講義」として、それぞれの内容を明記した上で（資料 1-5）、これらの内容をすべてシラバスに示しそれらの科目を適切に配置している（資料 1-5）。

(3) 学生による履修が系統的・段階的に行われるよう配慮していること。

学生による履修については、シラバスに必要事項を明記した上で、履修ガイダンス、個別履修相談会を行い、事務職員が個別に提案を行っている。また、前提となる履修科目を設定すべき場合はシラバスに明記している（資料 1-5）。履修ガイダンスでは、複数の類型による履修モデルを提示し、系統的・段階的に履修が行われるよう配慮している（資料 2-3）。

【評価の視点 2-3】社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮していること。

◆社会からの要請への対応

◇社会の第一線で活躍している実務家のニーズに対応した教育課程の編成

本研究科の教員の多くが実務家教員であり、大学院専任教授会やカリキュラム検討委員会等において、それらの教員からの意見を参考に、デジタルコンテンツ産業界の第一線で活躍している実務家からのニーズ等に対応した教育課程を編成している。（資料 2-4）また、大学院専任教授会やカリキュラム検討委員会等で、上記のような実務家教員からの意見を参考に、今後の教育課程の見直しの方向性を定期的に検証している（資料 2-5、資料 2-6）。

◇社会人の学生に配慮した教育課程の編成

本研究科の授業開始時間を 19 時 20 分とし、繁忙期であり、新入学生にとっては学生生活にまだ慣れていない 1Q に科目を少なめに設置し、2Q と 3Q には多めに、さらに夏季集中講義では 1 週間で終了できる科目を設置した。年始年末や修了課題の最終発表や最終提出と期間が被る 4Q にはまた少なめに設置することで、社会人の院生が本大学院の教育課程を修了できるよう配慮している。また、本研究科では、社会人院生への教育上の配慮から、平日の夜間と土日の昼間を中心に講義を開講している（資料 2-7）。

◇企業や自治体のニーズ等に対応した教育課程の編成

研究実践科目群において、ICTを活用した地域振興のような企業や自治体などにおける課題について取り組む「ラボ（ゼミ）」を設け、企業や自治体のニーズ等に対応した教育課程を編成している（資料1－5）。

◇講義の一部公開および公開講座の実施

本大学院の講義の一部を修了生、学部生、運営会社の社員に公開し、または研究領域に関連した最先端の情報を発信する一般向けの公開講座を開催することを通して、デジタルコミュニケーションの活用やコンテンツ産業の認知拡大などを図り、社会の要請に配慮している（資料2－8）。

◆**学術の発展動向への対応**

◇最新の研究動向を取り入れた授業科目について

変化の激しいデジタルコンテンツ分野の最前線で活躍する実務家教員が、学術の発展動向を講義に反映させるために、最近の研究成果・研究論文を講義の中で積極的にとり入れるように運営されている。こうした最新の研究動向を取り入れた授業科目を多く配置し、学術や実務の発展動向に応じた科目編成を行っている（資料1－5）。

◇特任教員を招聘した授業科目の編成について

デジタルコンテンツ分野の第一線で活躍している方を特任教員として採用し、同分野の最新の「経験知」に基づく科目を設置し、学術や実務の発展動向に対応した教育課程を編成している（資料1－5）（資料2－4）。

◆**学生の多様なニーズへの対応**

◇個別面談の実施

履修登録の際に、院生が自己実現できるよう個別履修相談会を実施し提案や説明を行い、理論と基礎としての「Art」「Science」と、実践と応用としての「Engineering」「Design」の4つの要素を総合した創発的学究領域であるSEADの学識・技術・能力を修得し、理論と実務を架橋できるよう図りながら、院生の志向に則した柔軟に対応ができるよう配慮している。（資料2－9）

◇フィードバックシートの活用

専門科目は毎回の授業について、院生からのフィードバックシートの提出を義務付け、そのシートを集計することで、院生の多様なニーズを把握し、その結果を教育課程の編成につなげている。

具体的には、院生から提出された内容は教職員が次の授業日までに目を通し、改善や補足説明を行い、授業や運営の質の向上に努めている。(資料2-10)

◇科目終了アンケートの活用

クォーター末または学期末に専門科目と研究実践科目(ラボ)の科目終了アンケートを実施し、そのアンケートを集計することで、院生の多様なニーズを把握し、その結果を教育課程の編成につなげている(資料2-11)。

◇授業満足度の調査

2020年度からは、学期末に学生の授業に対する満足度調査を行い、授業内容、教員対応と事務局対応でそれぞれ良かった点と悪かった点をヒアリングし、その結果をまとめ、教員に公開している。また、必要に応じて、以降の対応を見直している。(資料2-12)

【評価の視点2-4】産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効率的に実施するため、以下の者から成る教育課程連携協議会を設けていること。その際、(1)以外の者が過半数であること。(「専門院」第6条の2)

- (1) 学長又は当該デジタルコンテンツ系専門職大学院の長が指名する教員その他の職員
- (2) デジタルコンテンツ系分野の職業に就いている者又は当該職業分野に関連する団体(職能団体、事業者団体、デジタルコンテンツ系分野の職業に就いている者若しくは関連する事業を行う者による研究団体等)のうち広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、デジタルコンテンツ系分野の実務に関し豊富な経験を有する者
- (3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者(ただし、教育の特性により適当でない場合は置くことを要さない。)
- (4) 当該デジタルコンテンツ系専門職大学院が置かれる大学の教員その他の職員以外の者であつて学長又は当該デジタルコンテンツ系専門職大学院の長が必要と認める者

本学では、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効率的に実施するため、学長の諮問に応じ学長へ意見を述べる組織として、デジタルハリウッド大学機関全体の教育課程連携協議会(アドバイザーボード)を組成し、以下の外部人材を構成員に置いている。

上記(1)にあたる構成員として鮫島正洋氏、藤村哲也氏、(2)にあたる構成員として谷川じゅんじ氏、(4)にあたる構成員として稲見昌彦氏が就任している。

【評価の視点2-5】デジタルコンテンツ系分野を取り巻く状況に配慮しつつ、教育課程連携協議会の意見を勘案しながら教育課程を編成していること。(「専門院」第6条第2項)

本学では、教育課程連携協議会(アドバイザーボード)の構成員に対し、来たる未来社会において産業界が期待するデジタルコンテンツ領域の人材像や、本学が果たすべき役割

について意見を求めている（資料 1-12、資料 1-13）。2020（令和 2）年度は藤村哲也氏による公開講座を行いデジタルコンテンツ系の分野の潮流と近未来の人材育成のための視点について解説を受ける機会を設けた。（資料 2-13）

【評価の視点 2-6】授業科目には、固有の目的に即して、どのような特色ある科目があるか。

本研究科は、デジタルコンテンツ領域における先導的な教育研究を行っており、授業科目についても、ほぼ全ての科目が他大学にはない特色をもっている（資料 1-5）。

「先端科学原論」「先端芸術原論」「テクノロジー特論」「クリエイティブ特論」といった、Science、Art、Engineering、Design の科目配置は、本研究科のコンセプトそのものである。

また、「プログラミング基礎」「コンピュータグラフィックス基礎」「プロダクトプロトタイプリング」「コンテンツデザイン演習」といった、デジタルコンテンツ領域の専門的な科目が幅広く設置されている。

さらに、「ビジネスプランニング基礎」「ビジネスプランニング実践」「先端マーケティング原論」「先端マーケティング特論」「知的財産原論」「知的財産活用実践」というビジネス系科目を系統的に設置することで、修了課題制作で新規事業計画に取り組む院生が知識・スキルを身につけられるよう充実させ、幅広いデジタルコンテンツ関連の教育成果が融合されていくよう企図している。

新カリキュラムが実施された 2019（令和元）年度以降も、さらに特色のある配置となるようカリキュラム検討委員会で積極的に教職員が議論し、継続的な検討を行っている。（資料 2-6）。

<根拠資料>

- ・添付資料 2-1：「大学院ホームページ（3つのポリシー）」
<http://gs.dhw.ac.jp/profile/about/3policy/>
- ・添付資料 2-2：「2016 年度 8 月 23 日 第 5 回専任教授会議事録」
- ・添付資料 2-3：「2020 年度履修ガイダンス資料」
- ・添付資料 2-4：「大学院ホームページ（教員紹介一覧）」
<https://gs.dhw.ac.jp/faculty/list/list-all/>
- ・添付資料 2-5：「2020 年度 2 月 16 日 第 9 回カリキュラム検討委員会議事録」
- ・添付資料 2-6：「2020 年度 3 月 16 日 第 10 回カリキュラム検討委員会議事録」
- ・添付資料 2-7：「2020 年度授業スケジュール一覧表」
- ・添付資料 2-8：「2020 年度公開講座一覧」
- ・添付資料 2-9：「2020 年度 前期個別面談に関する案内」
- ・添付資料 2-10：「フィードバックシートに関する確認履歴」

- ・添付資料 2-11：「科目終了アンケートの結果に関する資料」
- ・添付資料 2-12：「2020 年度前期授業満足度調査結果」
- ・添付資料 2-13：「藤村哲也氏による公開講座」

<https://youtu.be/ftVZf1-M6Kc>

項目 4：単位の認定、課程の修了等（評価の視点 2-7～2-14）

【評価の視点 2-7】授業科目の特徴、内容、履修形態、その履修のために要する学生の学習時間（教室外の準備学習・復習を含む。）等を考慮し、法令上の規定に則して、単位を設定していること。（「大学」第 21 条、第 22 条、第 23 条）

◆単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

単位制度の趣旨に則り、大学設置基準第 21 条を踏まえて、単位認定は学則第 21 条において、適切に定め運用している。また、単位の計算基準については、大学設置基準第 21 条第 2 項に則り、学則第 22 条に定められ、適切に運用している（資料 1-1）。

これらの単位については、シラバス、グループウェア、科目配当表にすべて明記している（資料 1-5）（資料 2-14、資料 2-15）。

さらに、単位認定の適切性については、カリキュラム検討委員会で定期的に検証している（資料 2-5、13 頁）。

◆一年間及び各授業科目の授業期間

一年間及び各授業科目の授業期間については、大学設置基準第 22 条・23 条に基づき、適切な学事日程を組み、学年暦や年間授業時間割りとして、グループウェアや学生ガイド等に記載している（資料 1-4、資料 2-16、資料 2-17）。

【評価の視点 2-8】各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が 1 年間又は 1 学期に履修登録することができる単位数の上限を設定していること。（「専門院」第 12 条）

◆履修科目登録の上限設定

履修科目登録の上限設定については、専門職大学院設置基準第 12 条に則り、学則第 25 条に、「(1) 修業年限 2 年の学生が、1 年間に登録できる単位数の上限を 25 単位とする。(2) 修業年限 1 年と認められた学生が、1 年間に登録できる単位数の上限を 36 単位とする。」などと定め適切に設定している（資料 1-1）。

◆各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるための学生への配慮

入学時の履修ガイダンス、個別履修相談会などで職員が院生に対して上記の履修ができるよう説明を行っている（資料2-3）。加えて、パンフレット、シラバスなどでも、院生に対して、上記の履修ができるよう解説を示している（資料1-5）（資料2-18）。

【評価の視点2-9】 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は当該専門職大学院入学前に修得した単位を当該専門職大学院で修得した単位として認定する場合、法令上の規定に則して、当該専門職大学院の教育水準・教育課程との一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行っていること。（「専門院」第13条、第14条）

◆他の大学院における授業科目の履修及び入学前の既修得単位等の認定

専門職大学院設置基準第13条及び第14条を踏まえて、学則第28条において、「学長は、他の大学院等における授業科目の履修により修得した単位及び入学前の既修得単位の認定については、10単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。」と適切に定めている（資料1-1）。

なお、過去に上記を適用した事例はないが、院生から申請があった場合、学則28条に示しているとおり、本研究科のカリキュラムとの一体性を損なわないよう十分に留意した上で、学長が単位認定を行うこととしている。

【評価の視点2-10】 課程の修了認定に必要な在学期間・修得単位数を法令上の規定に則して適切に設定していること。（「専門院」第2条第2項、第3条、第15条）

◆標準修業年限及びその特例措置

課程の修了認定に必要な在学期間については、専門職大学院設置基準第2条第2項及び第3条に即して、学則第7条において、「第7条 専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。2 実務等の専門の経験を有する者に対しては、本学が認めた者においては、1年以上2年未満の期間とする場合がある。」と定め適切に運用している（資料1-1）。

なお、第2条第2項の場合、入学前の願書提出時にその旨を願い出るとともに、入学試験時に別途審査を受けることを必須としている（資料1-6）。

◆在学期間の制限

在学期間の制限については、学則第8条において、「専門職学位課程の在学期間は、原則として、5年を超えることができない。」と定め運用している（資料1-1）。

このように、本研究科では、最大5年間まで在籍が可能であるため、院生は仕事と学修の柔軟なスケジュール調整が可能であり、受講期間に対する院生への配慮を行っている。

◆修了要件

課程の修了認定に必要な修得単位数については、専門職大学院設置基準第 15 条に即して、学則第 29 条において、「第 7 条に定める修業年限を終え、別に定める授業科目を履修し、34 単位以上を修得した者は、教授会の議を経て、学長が修了を認定するものとする。2 前項に規定する単位の修得にあたっては、必要な研究及び実学指導を受け、かつ、修了課題制作の審査及び最終試験に合格することを要する。」と適切に定め運用している（資料 1-1）（資料 2-19、資料 2-20）。

【評価の視点 2-11】課程の修了認定の基準・方法を学生に対して明示していること。（「専門院」第 10 条第 2 項）

◆課程の修了認定の基準・方法の明示

課程の修了認定の基準・方法については、専門職大学院設置基準第 10 条第 2 項に則り、客観性及び厳格性を確保するために、以下のように院生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行っている。

◇成績評価基準・方法の明示

学則第 27 条で成績評価基準を院生に対して明確に示している（資料 1-1）。また、シラバスに明示した成績評価方法及び試験方法に則り、厳格な成績評価を実施している（資料 2-21）。さらに、成績評価について、院生からの異議申し立て制度を設けている（資料 2-22）。

◇修了認定基準・方法の明示

修了認定の基準・方法をシラバスに記載し院生に明示している（資料 1-5）。また、修了認定の基準・方法を学位規則に定め、これを適切に運用している（資料 2-23）。また、その基準・方法については、職員が入学ガイダンスや履修ガイダンスで説明を行い、周知に努めている（資料 2-24）。

【評価の視点 2-12】在学期間の短縮を行っている場合、法令上の規定に則して当該期間を設定していること。また、その場合、固有の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。（「専門院」第 16 条）

専門職大学院設置基準第十六条でいうところの在学期間の短縮は、本研究科では行っていない。

【評価の視点 2-13】在学期間の短縮を行っている場合、その基準・方法を学生に対して学則等を通じてあらかじめ明示していること。また、明示した基準・方法を公正かつ厳格に運用していること。（「専門院」第 16 条）

専門職大学院設置基準第十六条でいうところの在学期間の短縮は、本研究科では行っていない。

【評価の視点2-14】 授与する学位には、デジタルコンテンツ分野の特性や当該デジタルコンテンツ系専門職大学院の教育内容にふさわしい名称を付していること。(本大学院「学位規則」第5条の2、第10条)

本研究科では、デジタルコンテンツマネジメント修士(専門職)という学位を授与している(資料2-1)。新たな産業や文化を創造し、人類社会がより豊かで持続的に発展していくために必要な社会実装ができる人材を輩出すべく、デジタルコンテンツそのものを研究領域として明示的に設定することに加え、理論と実務を架橋するために必須となる「マネジメント」の概念を学位名に付すことによりデジタルコンテンツ系専門職大学院の教育内容にふさわしい名称となっている。

<根拠資料>

- ・添付資料2-14:「グループウェアのキャプチャー①(成績閲覧)」
- ・添付資料2-15:「2020年度 科目配当表」
- ・添付資料2-16:「グループウェアのキャプチャー②(学年暦メニュー)」
- ・添付資料2-17:「2020年度 学年暦」
- ・添付資料2-18:「大学院パンフレット」
- ・添付資料2-19:「2020年度2月16日 第11回専任教授会議事録」
- ・添付資料2-20:「2020年度2月16日 第11回専任教授会資料」
- ・添付資料2-21:「成績評価表(フォーマット)」
- ・添付資料2-22:「成績評価に関する学生の異議申し立て制度の資料(2020年度履修ガイダンス資料抜粋)」
- ・添付資料2-23:「デジタルハリウッド大学学位規則」
- ・添付資料2-24:「2020年度入学ガイダンス資料(学生ガイドブック)」

第2章 教育内容・方法・成果

(2) 教育方法

項目5: 履修指導、学習相談(評価の視点2-15~2-17)

<現状の説明>

【評価の視点2-15】 学生に対する履修指導、学習相談を学生の多様性(学修歴や実務経験の有無等)を踏まえて適切に行っていること。

◆学生に対する履修指導

院生が入学時に思い描いているキャリアプランに応じて履修に専念できるよう、院生の多様性（学修歴や実務経験の有無等）を踏まえて、適切に履修指導を行っている。

具体的には、履修モデルを提示しながら全体の履修ガイダンスと個別の履修相談会を実施している（資料2-3）。また、教育課程の編成・実施方針にある「修了課題制作の流れ」に即して修了課題制作の段階的指導を行っている（資料2-1）。

◆学生に対する学習相談

教員と院生とのコミュニケーションを十分に図るために、フィードバックシート、メーリングリスト、グループウェア、SlackなどのSNSを積極的に用い、院生からの意見や相談などを随時汲み取り、教員からの助言を行う学習相談体制が整っている（資料1-4、13頁及び22頁）（資料2-25）。

教職員と新入生の交流や対話を円滑なものとするよう、7月～8月に職員と「個別面談」を実施し、さらに2020年度後期からは「クォーター終了後の懇親会」（参加者：教員、在学生、修了生、事務局）を開催し、院生に対する学習相談や学内におけるコミュニケーションを行っている（資料2-9、資料2-26）。

授業ごとに担当の職員を配置して、院生からの意見や相談などを受ける体制も整備し、院生に対する学習相談に配慮している（資料2-27）。

本研究科では、演習科目にTAを配置し、授業準備、補助、授業内における院生の学習支援を行っている（資料2-28）。

「アーカイブ映像」（2020年4月までは「映像補講」という）の提供を行い、院生に対する学習支援体制を敷いている（資料1-4、18頁）。

【評価の視点2-16】インターンシップ・実習等を実施する場合、守秘義務に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行っていること。

本大学院では、院生がインターンシップ・実習等に参加する事例は少ないが、それらを実施する場合は、本学として、参加学生との「誓約書」で守秘義務などを定め、また、企業とは「OJTプログラム協定書」を締結する仕組みをそれぞれ整備している。

【評価の視点2-17】履修指導、学習相談には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。【特色】

本研究科には「ビジネス」「クリエイティビティ」「デジタルテクノロジー」の要素から様々な専門や背景を持つ院生が在籍しているため、事務局より履修モデル提示と個別履修相談、学事による履修指導、学習相談を行っている。また、修了課題制作に向けて、教員が「修了課題計画」の科目を通じて大学院生個々の学修・研究目的（事業開発、コンテンツ研究など）

に応じた助言・指導を行っている点に特色がある。

授業科目の中でも通年で専門的な位置を占める「研究実践科目（ラボ）」については「ラボマッチング」という学事を行い、担当教員からのプレゼンテーションと、面談を行っている（資料2-29）。（2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、個別面談のみ実施していた。）

最終的なアウトプットである「修了課題制作」については、2020年度より1年次に「修了課題構想」「修了課題計画」という科目を設置し、研究テーマについて段階的な助言・指導を行っている。カリキュラム・ポリシーの【2】教育課程 実施方針の「4. 修了課題制作の段階的指導」に定めているように、入学直後に開催される「新入生合宿」、専任教員の指導方針と研究テーマ案のすり合わせを行う「指導教員マッチング」、指導教員の専門領域以外からも指導・助言を得る機会としての「研究テーマ相談会」を行い、研究設計を精査していく充実した準備を行っている。その上で、登録内容の審査と進捗報告を行う「中間発表」を経て、「最終発表」へ至る。また、教職員は院生の指導履歴を共有し、複数の領域の教員による越境的な指導と、職員による個別最適化された支援を行う。（※2020年度の「新入生合宿」は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、オンライン研修に変更した。）

そして、毎回の教授会で各院生のラボ・修了課題制作状況を担当教員が報告し、教職員間で情報共有を図るとともに、そこで出された意見交換の内容をもとに、事務局が院生に対する履修指導・学習相談を行っている（資料2-9）。2020（令和2）年度からは、これらの流れをさらに充実させ、1年次から実践研究を着実に推進していくことができるようカリキュラムの改善を行っている。（資料2-30）

<根拠資料>

- ・添付資料2-25：「Slack 運用に関する資料」
- ・添付資料2-26：「2020年度 3Q、4Q 終了後懇親会に関する資料」
- ・添付資料2-27：「2020年度 授業担当一覧」
- ・添付資料2-28：「TA 配置に関する資料」
- ・添付資料2-29：「2019年度ラボマッチングに関する資料」
- ・添付資料2-30：「2019年度10月29日 第5回カリキュラム検討委員会議事録」

項目6：授業の方法等（評価の視点2-18～2-22）

【評価の視点2-18】1つの授業科目について同時に授業を受ける学生数は、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数となっていること。（「専門院」第7条）

◆科目ごとの履修定員管理

本大学院では、科目ごとに、担当教員自身が授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるよう適切な定員を定め、シラバスに記載して適切に運用している（資料1-5）。また、事務局がその人数に従って履修者数の管理を行っている。さらに、授業の施設、設備についても、院生の人数に比べて、各教室のパーティションで院生数に対して柔軟に対応できる十分なスペースを確保するとともに、必要な設備を確保している。加えて、授業の施設・設備については、クリエイター養成のための技術やノウハウ等を習得するのに十分に適したPC教室を整備して、教育効果を十分にあげられるよう配慮している（資料2-31）。

◆科目区分ごとの履修者数への配慮

概論的要素の強い理論・基礎科目については、教育に支障をきたさない範囲で同時に授業を行う学生数が多く、演習形式の授業や研究実践科目については、より密で双方向的な指導が必要であるため少人数制を取っている（資料1-5）。

2020（令和2）年度の実績では、科目区分ごとの平均履修者数は、基礎・理論科目35人、応用・実践科目28人、SEAD特別講義科目20人、研究実践科目8人となっている（資料2-32）。

【評価の視点2-19】実践教育を充実させるため、講義に加えて、討論、演習、実習、グループ学習、ケーススタディ、フィールド・スタディ、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用していること。（「専門院」第8条第1項）

実践教育を充実させるため、通常の講義に加えて、多くの授業科目において、授業内での双方向若しくは多方向に行われる討論及び質疑応答やグループ学習方法を用いた授業形態を採用している。また、演習に関しては、企画や事業計画、制作技術などといった実践的な学習に演習形式を用いている。特に制作技術の演習では、本大学院が充実させているPC教室で行っている。さらに、いくつかの授業科目において、ケーススタディーの手法を用いた授業形態を採用している。

【評価の視点2-20】多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。（「専門院」第8条第2項）

本研究科では、原則として遠隔授業を行っていない。しかしながら、2020（令和2）年度の新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応で臨時的に遠隔授業が実施された。いわゆる三密を避けることができない対面授業においては、Zoomミーティングを活用して実施した。教員による講義、学生との双方向のコミュニケーション、元来の本研究科の特色の一つであるフィードバックシートによる授業改善のサイクルによって、学習効果、受講者満足度ともに高い成果を挙げることができた。

実習を行う「基礎造形」などの授業科目では、事務局スタッフが全コマに密着し、対面と遠隔を同時に行うハイブリッド型の授業運営を行いました。遠隔で受講する学生には15分の作業時間をあげた後に、1回全員カメラをオンにして完成したものを提示し、Zoomミーティングのスポットライト、ピン機能と現場にあるホワイトボードを活用したうえで、教員から良かった点と修正点を逐一フィードバックし、十分な教育効果が確認できた。全体的な運営としては、Zoomミーティング活用による教授法の工夫だけでなく、全ての授業において事務局が各授業に専任のスタッフを配置し、院生の参加許可や教員の授業進行を行うことで、各授業の教育効果を担保した。(資料2-33)

オンライン教材を活用した科目「デジタル表現基礎(アダプティブラーニング)」では、各履修者が学習を希望したデジタルハリウッドオンラインスクールの動画教材を選択し、授業日は1つのオンライン教室に集まり、動画教材を学習しながら同じ分野の教材を学習している院生と学習進捗や学び方について共有し、教員が学習方法の改善についてアドバイスを助言する。授業以外の日には各自のスペースで最初に設定された目標に向けて動画学習を行い、最初に設定した目標を達成するよう最終的に課題を提出する。(資料2-34)

また、「サービスプロトタイピングI」の授業では、教員により予め自身で作成した教材の動画コンテンツを配信し、授業時間にはフルタイムで待機しながら、学生の学習を見守り、随時質問や相談を受けた。(資料2-35)

【評価の視点2-21】通信教育によって授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。(「専門院」第9条)

本研究科では、現状において、通信教育による授業を行っていない。

【評価の視点2-22】授業方法には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。

本研究科では、デジタルコンテンツ領域の非常に速い変化に対応した教育を行うため、担当教員が関係する産業界の実務家が適宜ゲスト講師として登壇し、第一線の情報を伝えている。

また、2019(令和元)年度からは新カリキュラムにおいて、動画教材を用いて行う先進的なアダプティブラーニング手法の専門科目「デジタル表現基礎(アダプティブラーニング)」を配置した。(資料2-15)

加えて、修了課題制作の指導教員は修了課題のテーマを見つめ直す指導だけにとどまらず、各院生の修了後まで見据えた上で、各院生の同テーマがどのように未来に向けて発展できるかという観点からの指導を各院生に対して行っていることも固有の目的に即した本大学院ならではの特色といえる。

<根拠資料>

- ・添付資料2-31:「大学院ホームページ(施設概要)」

<http://gs.dhw.ac.jp/profile/equipment>

- ・添付資料 2-32 : 「科目履修者数一覧および科目区分ごとの平均履修者数」
- ・添付資料 2-33 : 「2020 年度 『基礎造形』に関するハイブリッド開講報告」
- ・添付資料 2-34 : 「2020 年度 『デジタル表現基礎 (アダプティブラーニング)』オリエンテーション資料」
- ・添付資料 2-35 : 「2020 年度 『サービスプロトタイピング I』に関する授業資料」

項目 7 : 授業計画、シラバス (評価の視点 2-23~2-25)

【評価の視点 2-23】 授業時間帯や時間割等を学生の履修に配慮して設定していること。

【特色】

本研究科の授業開始時間を 19 時 20 分とし、繁忙期であり、新入学生にとっては学生生活にまだ慣れていない 1Q に科目を少なめに設置し、2Q と 3Q には多めに、さらに夏季集中講義では 1 週間で終了できる科目を設置した。年始年末や修了課題の最終発表や最終提出と期間が被る 4Q にはまた少なめに設置することで、社会人の院生が本学の教育課程を修了できるよう十分に配慮している。また、集中して取り組むことが推奨される実践研究科目 (ラボ) が授業科目と重複して履修や学修を妨げることがないように、専門科目は水曜・金曜に、研究実践科目 (ラボ) は火曜・木曜・土曜に集中して設置している (資料 2-7)。

【評価の視点 2-24】 毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等をシラバスに明示していること。 (「専門院」第 10 条第 1 項)

本大学院では、授業の具体的な内容・方法 (科目の授業概要、到達目標)、年回の授業計画 (各回のテーマと内容)、成績評価方法・基準、履修条件、テキスト (教科書)、参考文献などをシラバスにすべて明記している (資料 1-5)。また、履修登録前に行われる個別履修相談会では、シラバスを参照しながら、職員が詳細な説明を行っている (資料 2-36)。

さらに、シラバスについては、電子データ (PDF 形式) 化されており、グループウェアから常時閲覧することができる (資料 2-37)。また、シラバスは WEB 上でも一般公開している (資料 1-5)。

加えて、シラバス作成ガイドラインにおいて、シラバスの記載方法を教員に対して周知し、シラバス記載内容・形式等の統一を図っている (資料 1-3) (資料 2-38)。

【評価の視点 2-25】 授業をシラバスに従って実施していること。また、シラバスの内容を変更する場合には、その旨を適切な方法で学生に対して明示していること。

2020 (令和 2) 年度において、科目終了アンケートの回答では、シラバスとの乖離への指摘はみられなかった (資料 2-11)。さらに、シラバスの内容変更がある場合には担当教員

から、または事務局を通じて院生に配信することとしている。

<根拠資料>

- ・添付資料 2-36：「2020 年度 個別履修相談会に関する案内」
- ・添付資料 2-37：「グループウェアからのシラバス PDF ファイルアクセス方法」
- ・添付資料 2-38：「2020 年度 シラバス作成ガイドライン」

項目 8：成績評価（評価の視点 2-26～2-28）

【評価の視点 2-26】成績評価の基準・方法を適切に設定し、かつ、学生に対し明示していること。（「専門院」第 10 条第 2 項）

成績評価基準については、学則第 27 条及びシラバス内に明記されており、グループウェアにおいて公表し、常時閲覧が可能となっている（資料 1-1）（資料 1-5）（資料 2-36）。また、修了課題制作についての成績評価の基準・方法については、修了課題制作準備ガイドランスなどで職員が説明を行い、院生に明示を行っている（資料 2-39）。専門科目の再試験については、成績評価の基準・方法を学生ガイドブックに明示している（資料 1-4、19 頁）。

2017（平成 29）年度に受審した認証評価において、修了課題制作の審査基準の明文化及び審査の厳格化について上げられた勧告事項を受けて、2018（平成 30）年度の 6 月～10 月にかけて行われた専任教授会での審議を経て、修了課題制作について公平で客観的かつ厳格に評価を行うことができるルーブリック型評価基準と、その厳格な審査方法を策定し、2019（平成 31）年度の修了課題制作のシラバスなどに明記し学生に対して公表するよう整備した。（資料 2-39）

【評価の視点 2-27】学生に対して明示した基準・方法に基づいて成績評価を公正かつ厳格に行っていること。（「専門院」第 10 条第 2 項）

成績評価基準に従った成績評価の実施については、各教員から提出された採点結果が学則第 27 条で定められた成績評価基準に合致していること、また、シラバスに明記している評価方法に従い評価されていることを事務局でも確認している（資料 2-21）。

成績評価などの告知については、学期末に成績表をグループウェアにて公開するとともに、成績分布を専任教授会でも報告を行っている（資料 2-40）。

専門科目の再試験については、学生ガイドブックに明示した基準・方法に基づき、適切に運用している（資料 1-4、19 頁）。

【評価の視点 2-28】成績評価において、評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを策定し、かつ、学生に対し明示し

ていること。また、その仕組みを適切に運用していること。

成績評価に関する学生の異議申し立てを受け付け、事務局を介して教員との間の確認を行っている。その仕組みについてはグループウェアで成績を開示する際に合わせて明示しており、適切に運用している（資料2-22）。

<根拠資料>

- ・添付資料2-39：「2019年度 修了課題制作 準備ガイダンス資料」
- ・添付資料2-40：「2020年度 成績告知に関する資料」

項目9：改善のための組織的な研修等（評価の視点2-29～2-33）

【評価の視点2-29】授業の内容及び方法の改善を図るために、組織的な研修及び研究を実施していること。（「専門院」第11条）【特色】

◆教員研修の実施

平成19年度にファカルティ・ディベロップメント委員会を設置し、定期的に本学のFD活動に関する方向性の議論などを行い、それを受けて、年に3回、教員研修を実施している。学部の教員であり、人材教育の専門家である株式会社アクティブラーニング代表取締役社長 羽根拓也氏を委員長とし、教員や院生からの意見をもとに、教員、事務局間で、更なる教育方法向上のための施策・手法を検討し、全教員と情報共有している（資料2-41）。

◆教員総会の実施

本研究科単位の教員総会を開催し、実務・研究活動のシェアリングを行っている。参加した教員は自分自身の実務活動をプレゼンテーションや資料提出で報告共有し、協力を呼びかける懇談を行っている。こうした共有や報告を通して、本研究科に所属する教員相互における授業の内容及び方法の改善の気づきを得ることを図るために、年に1回、こうした教員総会を組織的に実施している。（資料2-42）。

◆フィードバックシートを用いた授業改善

本大学院においては、授業ごとに院生にフィードバックシートの提出を求めており、毎回、担当教員、事務局双方にてその内容を確認し、改善の必要性がある場合は迅速に措置を講じている。具体的には、院生の授業満足度が低かった場合や、授業方法について院生から意見や提案があった場合、次回の授業の冒頭で、教員が院生にその内容について、説明や改善策を示すこととしている。

フィードバックシートの内容は、教員間で閲覧することができ、また、希望があれば他の教員の授業の見学や授業の録画映像を閲覧し、自身の授業の参考とすることができる。

◆その他

上記のほか、学期ごとに授業評価の高い教員の表彰を行っており、教員の指導意欲の向上にも繋がっている（資料2-43）。

【評価の視点2-30】教員の実務上の知見の充実及び教育上の指導能力の向上に努めていること。

様々な分野の第一線の実務家教員が多く在籍する本研究科では、教員同士のネットワークによる交流が、知見の充実と指導能力の向上に効果的であるとして、以下五点のような取り組みを行っている。

第一に、大学全体の教員研修を行い、FD委員会が収集した優良事例の共有などを行うことにより、ファカルティ・ディベロップメントを推進している（資料2-44）。

第二に、専任教授会で担当院生の指導状況について共有・議論している（資料2-45）。

第三に、産学官連携センターから、研究紀要への寄稿、近未来教育フォーラムへの参加などの機会を呼びかけている（資料2-46）。

第四に、本研究科単位の教員総会を開催し、多種多様な教員が実務・研究活動のシェアリングを行い、教員同士のネットワークによる交流を図ることで、教員の実務上の知見の充実に努めている。また、教員総会において、各教員が各自の研究・実務活動を報告し合い、各教員の専門分野をお互いに知り理解を深めることを通じて、院生が抱えている修了課題制作のテーマなどを指導するに相応しい教員を当該院生に各授業などで紹介するアドバイスをを行うことができている。このように教員総会を開催することを通じた院生に対する学習指導能力の向上にも努めている。（資料2-42）

第五に、教員の研究専念期間を設けるよう配慮し、教員の実務上の知見の充実に努めている。

【評価の視点2-31】学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表していること。また、その結果を利用して教育の改善につなげる仕組みを整備していること。さらに、こうした仕組みが、当該大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していること。

◆フィードバックシートによる教育改善

本大学院では、専門職大学院の目的に照らした教育の成果や効果を上げるための組織的な手段として、開学以来、院生に対して、毎回の授業ごとにフィードバックシートの提出を求めており、次回講義までに担当教員及び事務局双方で内容の確認を行い、改善の必要性がある場合は、次の講義にて院生に説明や改善策を示すなど、迅速に措置を講じている。（資料2-10）

◆科目終了アンケートを用いた教育改善

フィードバックシートに加えて、クォーター末に科目終了アンケートを科目毎に実施し、そのアンケートを集計することで、院生の多様なニーズを把握し、その結果を教育改善につなげている（資料2-11）。

教育改善の具体的内容としては、アンケート集計結果を事務局でとりまとめ、その結果を担当教員に対して直接フィードバックを行い、当該教員はその集計結果をもとに授業改善につなげているという事例を挙げるができる（資料2-47）。

また、学期ごとに授業評価の高い教員の表彰を行っており、教員の指導意欲の向上にも繋がっている（資料2-43）。

◆授業満足度調査を用いた教育改善

2020年度では、前期終了後に事務局にて学生から回収した授業満足度調査の結果を集計し、データ教員にメールで送付している。後期科目を担当した教員はその集計結果をもとに授業改善につなげているという事例をあげることができる。（資料2-48）

【評価の視点2-32】教育課程及びその内容、方法の改善を図るに際しては、教育課程連携協議会の意見を勘案していること。（「専門院」第6条第3項）

2017（平成28）年度に本学の機関全体の外部評価を行う組織である教育課程連携協議会（デジタルハリウッド大学アドバイザーボード）の規則を制定した。上記協議会については、同規則第4条（組織）及び第5条（任命）に基づき、学長が構成員を任命した。2019（平成31）年度から上記規則に基づいて、同協議会の運用を行っている。（資料1-13）

【評価の視点2-33】教育課程及びその内容、方法の改善には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。

カリキュラム・ポリシーの中の教育課程の実施方針に基づき、修了課題制作の段階的指導に関する内容・方法を、毎回の専任教授会で確認し、その指導内容・方法について意見交換を行いながら、教育方法の改善に努めている（資料2-20）。

また、デジタルコンテンツ領域の非常に速い変化を指導教員全体でキャッチアップし指導に応用するため、多種多様な実務・研究活動経験を持つ教員が専任教授会や教員総会で各自の研究・実務活動のシェアリングを行っている（資料2-42）（資料2-49）。

<根拠資料>

・添付資料2-41：「2020年度 教員研修の議事録」

- ・添付資料 2-42 : 「2019 年度および 2020 年度の教員総会に関する資料」
- ・添付資料 2-43 : 「2020 年度 教員表彰について示した資料 (前期)」
- ・添付資料 2-44 : 「2020 年度 FD 委員会の議事録」
- ・添付資料 2-45 : 「2020 年度 6 月 23 日 第 3 回専任教授会議事録」
- ・添付資料 2-46 : 「デジタルハリウッド大学 研究紀要『DHU JOURNAL Vol.07 2020』研究論文発表会 参加レポート」
<https://msl.dhw.ac.jp/topics/787/>
- ・添付資料 2-47 : 「事務局より直接教員に科目終了アンケート内容をフィードバックした資料」
- ・添付資料 2-48 : 「2020 年度前期授業満足度調査結果の教員周知」
- ・添付資料 2-49 : 「2020 年度 専任教授会における教員活動報告まとめ」

第2章 教育内容・方法・成果

(3) 成果

項目10：教育効果の評価の活用（評価の視点2-34）

<現状の説明>

【評価の視点2-34】固有の目的に即して教育成果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用していること。【特色】

まず、固有の目的に即した教育成果の評価として、本大学院では院生の修了課題制作及び修了判定を教授会にて審議・決議を行い、その結果を教育内容・方法の改善に活用している（資料2-19）。

つぎに、院生の修了課題制作の中で特に優れた教育成果を社会に向けて公開する場である優秀成果発表会の登壇者選考を、教員のみならず職員で構成され実行委員会において教職協働のもとで実施し、MVPの決定など、固有の目的に照らして優秀成果の審査・評価を行っている。（資料2-19）

そのほか、固有の目的に即した教育成果のあくまで一つの指標として、学発ベンチャー数を管理している。その数が、近年、増大傾向にあり、また、私立大学の中でも上位にある。2020（令和2）年度に公開された平成30年度結果調査では、全大学中11位（前年11位）、私立大学では3位（前年3位）となった（資料2-50）。

<根拠資料>

・添付資料2-50：「2019年度大学発ベンチャー創出数に関する報告」

<https://gs.dhw.ac.jp/news/200520.html>

【2 教育内容・方法・成果（項目3～10）の点検・評価（長所と問題点）】

<①長所として取り上げるべき事項>

教育内容・方法・成果については大きく六つの長所が挙げられる。

第一に、第2章（2）で記載したとおり、固有の目的に即して、特色ある科目があり、実施・検証されている。

第二に、社会人の院生に配慮した教育課程の編成を行っている。本研究科の授業開始時間を19時20分とし、繁忙期であり、新入学生にとっては学生生活にまだ慣れていない1Qに科目を少なめに設置し、2Qと3Qには多めに、さらに夏季集中講義では1週間で終了できる科目を設置した。年始年末や修了課題の最終発表や最終提出と期間が被る4Qにはまた少なめに設置することで、社会人の院生が本大学院の教育課程を修了できるよう十分に配慮し

ていることは、他大学と比較した本研究科の長所といえる。また、集中して取り組むことが推奨される研究実践科目（ラボ）が、授業科目と重複して履修や学修を妨げることがないよう、火曜・木曜・土曜に集中して設置している。

第三に、毎回の授業ごとに院生からのフィードバックシートの提出を義務付け、教員の授業改善に向けたフィードバックを行うとともに、院生の多様なニーズを把握し、その結果を教育課程の編成につなげていることは、他大学と比較した本研究科の長所といえる。さらに科目終了アンケートの結果を教員の表彰に用いるなど、本研究科の能動的かつ創発的な教育研究の文化づくりに役立っている。

第四に、先導的な学位の授与が挙げられる。デジタルコンテンツマネジメント修士（専門職）という学位を定め授与していることは、わが国内外の高度情報化社会の進展を見据えた先導的な学位名称であると考えられることから、本研究科の長所といえる。

第五に、履修指導の充実である。職員による個別面談、ガイダンスでの履修モデル提示、専任教員全員が参加するマッチングイベントの定期開催などが充実している。

第六に、ここまで挙げた五点の教育内容・方法は、専任教授会、カリキュラム検討委員会、成果発表会実行委員会などにおいて、教職員間で活発に議論が行われ、恒常的に見直しを行い、不断の成果向上に取り組んでいる。これらの成果として、学発ベンチャー数で全国的に上位であることは、指標の一つとして長所を示すものである。

<②問題点として取り上げるべき事項>

2017（平成 29）年度に受審した認証評価において、シラバスのチェック体制とあいまいな記載内容の見直しを改善するよう検討事項が上げられたことを受けて、改訂版のシラバス作成ガイドラインを作成し、1）シラバス作成教員、2）事務局職員、3）カリキュラム検討委員会の3者でシラバスのチェックを行うよう体制を整えた。2018（平成 30）年 11 月 27 日のカリキュラム検討委員会から運用し、その後、毎年「シラバス作成ガイドライン」の見直しを行い、3段階チェックを行っている。

【2 教育内容・方法・成果（項目 3～10）の将来への取り組み・まとめ】

<①長所として取り上げるべき事項>

長所に挙げた項目はいずれも適切かつ有効であるため、2021 年度以降も引き続き実施していく。なお【評価の視点 2-20】で挙げた、新型コロナウイルス感染症拡大の対策としてのオンライン活用は、Zoom ミーティング等のデジタルテクノロジー技術の利用および教職が連携した綿密なサポートにより実現した。元より本研究科の研究実践の領域はデジタルコミュニケーションを扱うものであり、設置以来の教育研究により蓄積された知見と、教職

員の資質が発揮されたことによって、単にコロナ禍の事態を回避するにとどまらない成果を挙げることに繋がった。今後、感染症の影響がどのようになるとしても、これらのデジタルコミュニケーションを駆使することによる教育効果の向上については、学校教育法および大学基準を遵守しながら継続して取り組んでいきたい。

<②問題点として取り上げるべき事項>

より院生にとって予習がしやすいシラバス内容とすべく、本大学院では、新領域分野において既存の参考文献がそもそもない場合は、教員自身はその分野の教科書などを上梓し、それをシラバスに記載し、事前に院生に提示し始めているが、2021年度以降もこうしたことを継続して実施していく。

新型コロナウイルス感染症拡大により遠隔授業を進めている中、院生と教員からコミュニケーションがうまく取れないことに関して問題として挙げた点については、2021年度より本格的に Slack を導入し、授業内のコミュニケーションツールとして使用していく。

教育効果を鑑み、ハイブリッド授業に変更すべき科目は、教職員が開講 1ヶ月前から実施方法についてメール、電話、テレビ会議を通して相談し、必要な場合は事前にテスト授業を実施することで、多様な授業実施方法が存在している中でも順調に開講を進めていくよう努める。

以上

第3章 教員・教員組織

項目 11：専任教員数、構成等（評価の視点 3-1～3-11）

<現状の説明>

【評価の視点 3-1】専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。（「告示第 53 号」第 1 条第 1 項）

本大学院の学術分野は、平成 11 年文部省告示第 175 号で示されている専門分野に該当しないため、近いと思われる経済学関係、社会学・社会福祉学関係、工学関係、美術関係の平均値にて換算すると、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の 1.5 倍の数に、同告示の第 2 号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の 16 人を最低必要教員数としている。

なお、大学院設置基準における専門分野の種類について該当する分野が無かったため、設置認可申請時に大学設置・学校法人審議会大学設置分科会に相談したところ、規模・学際領域などを鑑み、上記の 16 人とする旨、回答を得た経緯がある。

現在、本大学院では、専任教員が 21 人在籍しており、設置基準の人数 16 人を上回っている（基礎データ 表 2～3）。

また、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員 1 人当たりの学生の収容定員に 4 分の 3 を乗じて算出される収容定員の数について、上記専門分野の平均は 15 人である。本大学院の収容定員は 160 人であるため、本大学院では専任教員一人あたり学生数は 7.62 人となり、上記の専任教員数で充足されている。2021 年度には専任教授 1 名、専任准教授 1 名を採用予定となっている。

【評価の視点 3-2】法令上必要とされる専任教員数の半数以上は、原則として教授で構成されていること。（「告示第 53 号」第 1 条第 6 項）

専任教員 21 名のうち 16 名が教授であり、すべての専任教員数の半数以上が教授であるため、この点についても、法令上の基準を満たしている（基礎データ 表 2）。

【評価の視点 3-3】専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を備えていること。

- 1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- 3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

（「専門院」第 5 条）

専任教員はいずれかの項目に該当している。（基礎データ 表 4）。

【評価の視点3-4】専任教員のうち実務家教員は、5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する教員であること。（「告示第53号」第2条第1項）

専任教員のうちの実務家教員は、全員、【評価の視点3-5】に示されている基準を満たしている（基礎データ 表4）。

【評価の視点3-5】専任教員に占める実務家教員の割合は、デジタルコンテンツ分野で必要とされる専任教員数のおおむね3割以上であること。（「告示第53号」第2条第1項、第2項）

専任教員21名のうち、実務家教員は16名であり、専任教員の3割以上の実務家教員数を配置していることから、法令上の基準を満たしている（基礎データ 表2～3）。

【評価の視点3-6】実務家教員中に「みなし専任教員」を置く場合は、その数及び担当授業科目の単位数が法令上の規定に則したものであること。また、教育課程の編成その他組織の運営について責任を担っていること。（「告示第53号」第2条第2項）

「みなし専任教員」は置いていない。（基礎データ 表2）

【評価の視点3-7】専任教員中に学部又は研究科（博士、修士若しくは他の専門職学位の課程）と兼担する教員を置く場合は、その数及び期間が法令上の規定に則したものであること。（「専門院」第5条第2項、「告示第53号」第1条第2項）

学部と兼担する教員は、専任教員21名のうち、6名であり、規定に則している。

基礎・理論科目を担当する教員2名とクリエイティブの分野において広く知識のある教員4名を研究科と学部の間で技術知見を活用するために兼任教員として配置している。

【評価の視点3-8】カリキュラムの中核をなす基本的な科目については、専任教員を中心に配置していること。また、当該分野において理論を重視する科目及び実践を重視する科目にそれぞれ適切な教員を配置していること。

◆カリキュラムの中核をなす基本的な科目への専任教員の配置

カリキュラムの中核をなす基本的な科目として、必修及び選択必修科目については、「基礎・理論科目→応用・実践科目→研究実践科目」という「基礎から応用へ」と段階的に学修が進むよう設定されている。この段階が進むに従い、専任教員の担当割合が高くなるように配置している（資料1-5）。

◆理論を重視する科目及び実践を重視する科目への適切な教員配置

理論を重視する科目については、「先端科学原論」の藤井直敬教授、「先端芸術原論」の草原真知子客員教授、「コンテンツマネジメント概論」の高橋光輝教授、「テクノロジー特論B」

の中西崇史客員教授、「テクノロジー特論 D (人工現実)」白井暁彦客員教授、「コンテンツマネジメント特論」の森祐治客員教授 (2021 年度より専任)、「クリエイティブイノベーション」前川 マルコス貞夫客員教授、「アカデミックライティング」の木原民雄教授、「特別講義 G」西田友是客人教授など主として、実務経験はもとより、基礎・理論視点から教授することができる研究者教員を配置している。また、実践を重視する科目については、当該分野の実務経験が豊富な実務家教員を配置している (資料 1-5)

【評価の視点 3-9】カリキュラムの中核をなす基本的な科目については、原則として、専任の教授又は准教授を配置していること。また、兼担・兼任教員が担当する場合、その教員配置は、基準・手続によって行われていること。

◆カリキュラムの中核をなす基本的な科目への専任教員の配置

カリキュラムの中核をなす基本的な科目への専任教員の配置については、先述の通りである (【評価の視点 3-7】を参照)。

◆カリキュラムの中核をなす基本的な科目への兼担・兼任教員の配置

兼担・兼任教員が担当する場合の教員配置の基準・手続については、教員任用規則に基づき、教員選考委員会で審議し、大学院の専任教授会で報告を行い、学長がその配置を最終的に決定するという手続に則って、適切に運用している (資料 2-47、5 頁) (資料 3-1)。

【評価の視点 3-10】専任教員構成では、年齢のバランスに配慮していること。(「大学院」第 8 条第 5 項)

本大学院の専任教員の年齢構成は、「30～34 歳 : 1 名、35～39 歳 : 1 名、40～44 歳 : 2 名、45～49 歳 : 4 名、50～54 歳 : 4 名、55～59 歳 : 4 名、60～65 歳 : 4 名、66 歳～ : 1 名」となっており、特定の年齢層におおむね偏ることなく配置されている (基礎データ 表 3)。

【評価の視点 3-11】教員組織が、デジタルコンテンツ分野の特性に応じた多様性や、性別のバランスなどを考慮したうえで、適切に構成されていること。

本研究科ではカリキュラム検討委員会においてデジタルコンテンツ分野の最新の潮流に合わせて科目編成を決め、そこに配置される専門家を教員選考委員会で選考している。そのため、必然的に配置される教員と、それによって構成される教員組織の多様性は適切に確保されている (資料 2-5)。現状、女性の教員の割合は低いが、教員公募の際に性別に区別を設けず募集し、教育研究業績を中心とした適性を審査している結果であり、本研究科の教員組織の適切性に影響を及ぼすものではない。

【評価の視点 3-12】 固有の目的に即して、教員組織の編成にどのような特色があるか。

本研究科の専任教員は、21人中16人と、経営人材の割合が高く、また、起業経験者も21人中15人と多い。これはSEADの要素を総合し、世界を幸せにするアイデアを社会実装する人材を育成できる教員像として、会社経営者や独立して事業を行う者が高い適性を持っているためと考えられる。そのような経営人材や起業経験者は多忙であり、また当然に社会の中で人数も少ないため、多くの経営人材や起業経験者で編成される教員組織には強い特色がある。これにより産学協同や起業・事業化への的確な指導が可能になっており、その成果として、「学発ベンチャー数」が全国の大学の中でも上位に入っている。(添付資料2-44)

<根拠資料>

- ・添付資料3-1 : 「デジタルハリウッド大学教員任用等規則」

項目 12 : 教員の募集・任命・昇格 (評価の視点 3-12~3-13)

【評価の視点 3-13】 教授、准教授、助教、講師等の職階や、客員、任期付き等の属性などを考慮した教員組織の編制方針を有しており、それに基づいた教員組織編制を行っていること。

本学全体が求める教員像および教員組織の編成方針は、「求める教員像および教員組織の編成方針」として、以下のように定めている(資料3-2)

**デジタルハリウッド大学・大学院
求める教員像および教員組織の編成方針**

- 本学教員は、建学の精神、使命・目的、教育研究目的、スローガン、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを十分に理解すると共に、デジタルコミュニケーションを基盤とする社会の急速な変化に対応する教育研究を遂行する能力が求められる。
- 専門領域においては、学部においては産業界における実務経験を有する者が、専門職大学院においては産業界において事業責任者として最前線に立つ者が望ましく、双方ともに、理論と実践を架橋した教育をし得る者であることが求められる。
- 教養科目においては、学生が創造的な活動を行ううえで、それがいかに関連するのかを分かりやすく説き、卒業後も続くであろう創造的活動において知の源泉となるべく教授することが求められる。
- 語学科目においては、基本的な語学力を向上させることはもちろんのこと、デジタルコミュニケーションの場において国籍等を超えてコミュニケーションすることが出来る語

学力を養うべく教授することが求められる。

- さらに学生に対しては、深い愛情を持ち、豊かな人間性をもって、真摯に教育に取り組めることが必須である。
- 教員組織の編成については、本学は、文部科学省が定める大学設置基準等に則った専任教員数を配置するとともに、各学部・大学院の教育研究目的やディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを実現するのに十分な教員組織を整備する。
- そのほか、年齢構成に配慮する。また客員教員や非常勤教員については、デジタルコミュニケーションによる急速な技術や表現の変化に対応すべく、常に時代に即した人材を遅延なく配置されるよう整備することを方針とする。

教授、准教授、助教、講師等の職階や、客員、任期付き等の属性などに関する、より詳細な編成方針については、「デジタルハリウッド大学教員任用等規則」に定めている（資料3-1）。

教員組織の編成にあたっては、上記方針及び規則に基づき本研究科の教員組織を編成しており、特に上記方針の中で、以下4点に配慮して編成を行っている。

まず、産業界において事業責任者として最前線に立つ者が望ましいという点については、本学の専任教員は、各産業分野で最前線に立つ教員を揃えている（基礎データ 表4）。つぎに、理論と実践を架橋した教育をし得る者であることという点については、研究者教員と実務家教員のバランスのとれた教員組織を編成すべく努めている。さらに、大学院の教育研究目的やディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを実現するのに十分な教員組織を整備するという点については、以下の表3-1にあるようにBCIの各分野に極端に偏ることがないようにバランスを取って教員を任用している。最後に、年齢構成に配慮するという点については、【評価の視点3-9】で述べたように、特定の範囲の年齢に著しく偏らないことに配慮して編成を行っている。

【評価の視点3-14】教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程を定め、公正に運用していること。

教員の募集・採用・昇格は、「デジタルハリウッド大学教員任用等規則」において、教員募集・採用・昇格の手続きを明確化しており、同規則に則って、適切性・透明性を担保しながら、教員人事を行っている（資料3-1）。

「教員選考委員会」は、学長と設置会社の取締役及び各専門分野を代表した専任教授で構成し、ここで審査・選考された結果を「大学院教授会」に報告している（資料3-3）。

昇任に関しては、「デジタルハリウッド大学教員任用等規則」に則り、審査・選考を行っている（資料3-1）。

<根拠資料>

- ・添付資料 3-2 : 「大学ホームページ (求める教員像および教員組織の編成方針)」
http://www.dhw.ac.jp/profile/policy/faculty_policy/
- ・添付資料 3-3 : 「令和 2 年 12 月 22 日 大学院教員選考委員会 議事録」

項目 13 : 専任教員の教育研究活動等の評価 (評価の視点 3-14~3-15)

【評価の視点 3-15】専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営への貢献及び社会への貢献等について、適切に評価する仕組みを整備していること。

専任教員等の教育活動について、本大学院では、前期と後期ごとの科目終了アンケート集計結果において院生からの評価が高かった上位 3 授業を、その功績を称えるべく専任教員等へ科目教員表彰と評して学長より授与を行っている。これを教育上の指導能力を適切に評価するための一つの重要な指標と位置づけることで、常に客観的な指導能力の評価が行われている (資料 2-42、2~3 頁)。

専任教員の研究活動および社会貢献活動については、本学の紀要『DHU Journal』の研究室要覧に、専任教員の研究活動及び社会貢献活動を記載し、ホームページでも公表している (資料 2-45) (資料 3-4)。そして、これらの活動内容をメディアサイエンス研究室総会で専任教員間で共有し、その内容について、意見交換を行うことを通して、専任教員の研究活動及び社会貢献活動のより一層の改善・充実に努めている。また、研究活動については、良い活動をした専任教員について、プレスリリースや、セミナーの開催などを行い、専任教員の社会的なステイタスがアップできるように配慮して運営を行っている。

専任教員の組織内運営活動については、本大学院の組織内運営として重要な委員会として、FD 委員会、自己点検委員会、倫理・不正防止委員会、大学院カリキュラム検討委員会、教員選考委員会などに、本大学院の専任教員が委員として参画し、組織内運営活動を行っている。また、上記委員会委員の選任にあたっては、過去の委員会の活動や学内の組織内運営への貢献度などを事務局でとりまとめ、学長がその内容の評価を行った上で、適切な委員を任用している。

また、2017 (平成 28) 年度に受審した認証評価における、教育研究業績に基づいた教員の研究活動の適切な評価の仕組みについて検討課題が挙げられたことを受け、教育研究業績に基づく専任教員活動報告表 (定量的基準と定性的基準を示した評価表) を策定し、専任教員の研究活動の評価を行うよう制度を整備した。その評価にあたっては、専任教授会でピアレビューの観点に基づき評価を行う。そして、その専任教授会の議を経て、学長事務局長会議にて最終評価の決定を下すものとし、2019 (平成 31) 年度から上記の仕組みと評価表を適用している。(資料 3-5)

【評価の視点3-16】専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営への貢献及び社会への貢献等の評価には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。

◆専任教員等の教育活動について

本大学院では、前期と後期ごとの科目終了アンケート集計結果において院生からの評価が高かった上位3授業を、その功績を称えるべく専任教員等へ科目教員表彰と評して学長より授与を行っている。この取組みは、変化が速いデジタルコンテンツ領域における教育活動の評価に適した迅速性と柔軟性を備えたものであり、固有の目的に即した特色ある取組みといえる。

◆専任教員の研究活動および社会貢献活動について

研究室要覧やホームページで上記活動を公表し、これらの活動内容をメディアサイエンス研究室総会で共有し、より一層の改善・充実に努めていることは、固有の目的に即した特色ある取組みといえる。

◆専任教員の組織内運営活動について

本学は1学部1研究科であるため、本大学院の組織内運営として重要な上記委員会に、学長による上記評価のもと、本大学院の専任教員が任期ごとに入れ替えの人事がなされ、多くの専任教員が組織内運営活動に携わっていることは、固有の目的に即した特色ある取組みといえる。

<根拠資料>

・添付資料3-4：「本大学院ホームページ（研究室紹介）」

<http://msl.dhw.ac.jp/laboratory/>

・添付資料3-5：「2018年度 第8回 専任教授会 資料」

【3 教員・教員組織（項目11～13）の点検・評価（長所と問題点）】

<①長所として取り上げるべき事項>

本研究科において、長所として取り上げるべき事項は、以下3点である。

第一に、本研究科では、デジタルコンテンツ分野の第一線で活躍する企業経営者や起業経験を多く本学の教員として採用し、同分野の最新動向も踏まえた教育内容を院生に提供することに成功している。

第二に、毎学期終了ごとに集計された各授業のアンケート集計結果に基づき、院生からの評価が高かった上位3科目を、その功績を称えるべく専任教員等へ科目表彰制度と評して

学長より授与を行っている。これを教育上の指導能力を適切に評価するための一つの重要な指標と位置づけることで、常に客観的な指導能力の評価が行われている。

第三に、本学の紀要である『DHU Journal』の研究室要覧に、専任教員の研究活動及び社会貢献活動を記載し、ホームページでも公表している。これらの活動内容をメディアサイエンス研究室総会で専任教員間で共有し、その内容について、意見交換を行うことを通して、専任教員の研究活動及び社会貢献活動のより一層の改善・充実に努めている。

<②問題点として取り上げるべき事項>

問題点として取り上げるべき事項は特にない。

【3 教員・教員組織（項目 11～13）の将来への取り組み・まとめ】

<①長所として取り上げるべき事項>

長所として取り上げた第一と第二の事項については、効果が上がっているため、2021（令和 3）年度以降においても、それらの事項を継続的に実施する。

長所として取り上げた第三の事項については、メディアサイエンス研究所の研究室の多くは、大学院の教員が代表研究員となっているが、平成 29 年度より、大学院の教員総会と、メディアサイエンス研究所の研究室総会を合同で開催することで、学部教員の研究室や、研究室を持たない大学院教員との交流を生み出し、教員組織のさらなる活性化を図っている（資料 2-41）。

<②問題点として取り上げるべき事項>

2017（平成 28）年度に受審した認証評価において、コア科目の明確化とそれに合わせた教員組織の編成について挙げられた検討課題を受け、デジタルコンテンツマネジメント領域の学術の理論と実務を架橋するカリキュラムを再設計し、教育課程とマネジメントとの関係を明確にするとともに、カリキュラムにおけるコア科目として「基礎・理論科目群」を配置した。また、それにふさわしい教員組織を編成するために、2018（平成 30）年 10 月 23 日の教員選考委員会で審議を行い、2019（令和元）年度からの新カリキュラムにふさわしい担当教員を決定した。

次に、専任教員組織の編成と高度の教育上の指導に問題が生じないように、専任教員組織の編成に留意するべきであるとする勧告事項を受け、専任教員の契約期間を、単年度から 2 年以上に延長することも可能にすることで、高度の教育上の指導に問題が生じないように専任教員組織を編成し運用するよう整備した。また、2019（令和元）年度からの新カリキュラムに対する専任教員に関して、担当科目数及び単位数を含めて、2018（平成 30）年 10 月 23 日の教員選考委員会で審議検討し、担当科目数及び単位数が少ない専任教員が極力存在

しないよう留意して、各担当科目に対する専任教員の配置を同委員会で決定した。認証評価受審時の2017（平成29）年度のカリキュラムと比較して、2019（令和元）年度の新カリキュラムにおいて、担当授業科目数及び単位数が少ない専任教員の数が減るように改善に努めた。

そして、雇用契約の対象者の増員と理論系教員の任用・昇格基準の設定と運用について挙げられた勧告事項を受け、雇用契約の教員の登用を計画立てて順次行っている。2019（令和元）年4月1名には木原民雄教授の登用を行った。当該教員は、博士（情報理工学）の学位を取得し、著作・論文をはじめとするアカデミックな業績を多数持つとともに、多くの学会に所属して学会発表を多数行い、その中で多数の学術賞を受賞した経験を持つ理論系教員である。また、従来の教員任用規則に加え、別途細則に理論系教員の任用・昇格基準を定め、運用するという方針を決定した。2020（令和2年）度には、大学で専任教員を勤めていたマイケル・ブランセ教員を専任助教として登用した。博士（芸術工学）を取得し、主としてゲームの開発指導をおこない、アジアデジタルアートアンドデザイン学会（ADADA学会）での発表や、「シーグラフアジア2018（SIGGRAPH Asia 2018）」では『Technical Art in Unreal 4』と題して講演を行っている。

以上

第4章 学生の受け入れ

項目 14：学生の受け入れ方針、入学者選抜の実施体制及び定員管理（評価の視点 4-1～4-8）

<現状の説明>

【評価の視点 4-1】明確な学生の受け入れ方針を設定し、かつ、公表していること。（「学教法施規」第 165 条の 2 第 1 項、第 172 条の 2 第 1 項）

本研究科では、教育研究目的を実現するために、アドミッション・ポリシー（学生の受け入れ方針）を以下のように定めている。

デジタルハリウッド大学院 アドミッション・ポリシー

デジタルコンテンツ研究科では、以下のような人材を募集する。

1. ビジネス、クリエイティビティ、デジタルテクノロジーまたはそれに関連する分野において、実務経験を積んでいる。あるいは、基盤となる教育（学士相当）を修めている者。
2. デジタルコミュニケーションを基盤として、新しい産業や文化を創造する意志と意欲を持つ者。
3. 「すべてをエンタテインメントにせよ！（Entertainment. It's everything.）」という校是に共感し、課題解決のために主体的に学修し、積極的に活動する意志と意欲を持つ者。

このアドミッション・ポリシーにおいて求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明示し、ホームページおよび募集要項に掲載している（資料 1-6）（資料 2-1）。

アドミッション・ポリシーの周知方法としては、本大学院のWEBサイト、募集要項などの広報媒体や、本学の受験検討者に向けて定期的を開催している入試相談会や大学院説明会などにおいて周知を図っている（資料 1-7）。また、プレスリリースを通じて、社会一般に対する周知にも努めている（資料 4-1）。

【評価の視点 4-2】学生の受け入れ方針に基づき、適切な選抜基準・方法・手続を設定していること。

研究科のアドミッション・ポリシーに則り、入学要件を定め、入学試験（書類審査、面接審査）を実施している。また、募集要項の「4. 選考方法」に基づき、入学試験を実施し、

高度職業人社会人としての素養、及びアドミッション・ポリシーに合致した人物であるかを適切に審査している（資料1-6）。

まず、書類審査では、ビジネス、クリエイティビティ、デジタルテクノロジーのいずれかの分野において、実務経験を有しているか、あるいは、基盤となる教育（四年制大学卒など）を受けているかなどを確認している。

つぎに、面接審査においては、ビジネス、クリエイティビティ、デジタルテクノロジーの3領域から、志願者の経歴に見合う分野の教員2人が面接試験官を担当し、面接試験官は志願者の素養や目的が本大学院の教育内容、アドミッション・ポリシーと合致しているか否かを判断する。

さらに、面接時には、志願者の資質や希望する研究内容が本大学院の領域と合致するかを判断するための評価軸を明記した審査表を用いることで、適確かつ客観的に評価する仕組みになっている（資料4-2）。

【評価の視点4-3】 選抜方法・手続を事前に入学志願者をはじめ、広く社会に公表していること。

本大学院が求める人材像などを含めたアドミッション・ポリシー、入学試験日程、出願資格、選考方式、試験時間等については、募集要項やホームページに掲載することで事前に社会に広く公表しており、適切である（資料1-6）（資料4-3）。

また、入学希望者には、入学試験前に入試相談会や大学院説明会を年複数回開催し、事前に入学志願者に対して、アドミッション・ポリシー、選抜方法・手続等を直接公表する機会を設けており、適切である（資料1-7）。

【評価の視点4-4】 入学者選抜にあたっては、学生の受け入れ方針、選抜基準・方法に適った学生を受け入れていること。

本大学院において培われるデジタルコンテンツ領域の知見は、社会基盤の急速なデジタル化、ネットワーク化に伴い、既に特定の業界や業種だけを対象とするものではなくなっている。このため本大学院では社会の様々な分野から学生を募集することが望ましいと考えている。

志願者自身の有する経験が「ビジネス」「クリエイティブ」「ICT」のいずれの分野に属するかを願書及び「詳細書類」にて記載することとなっている。平成22年に3つの属性を設定して以来、入学者は以下の表4-1の通りである。

また、2012（平成24）年度の自己点検・評価報告書の第7章「入学者選抜等」で「改善・検討又は努力を続けるべき点等」で挙げられた、ICTを得意とする入学者については、増加傾向にある（資料4-4、50ページ）。

表4-1 入学者の属性の推移

	入学者計	ビジネス系		クリエイティブ系		ICT系	
	人数	人数	割合	人数	割合	人数	割合
平成 22 年度	46	11	23.9%	26	56.5%	9	19.6%
平成 23 年度	65	19	29.2%	37	56.9%	9	13.8%
平成 24 年度	84	24	28.6%	51	60.7%	9	10.7%
平成 25 年度	57	14	24.6%	38	66.7%	5	8.8%
平成 26 年度	65	16	24.6%	40	61.5%	9	13.8%
平成 27 年度	66	14	21.2%	45	68.2%	7	10.6%
平成 28 年度	67	19	28.4%	37	55.2%	11	16.4%
平成 29 年度	70	18	25.7%	39	55.7%	13	18.6%
平成 30 年度	73	19	26.0%	45	61.6%	9	12.3%
令和 1 年度	78	27	34.6%	41	52.6%	10	12.8%
令和 2 年度	68	16	23.5%	39	57.4%	13	19.1%
計	739	197	26.6%	438	59.3%	104	14.1%

【評価の視点 4-5】入学者選抜を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施していること。

入学者選抜の実施体制については、学長を長とする「入試委員会」を中心に、教職員の協力のもと適切かつ公正に運営している。最終的な可否の判定は「入試委員会」での審議を経て学長が合格者を決定する（資料 4-5）。

本大学院への入学時期は毎年 4 月のみであるが、夏以降に全 20 回程度の入学試験を月 1 回以上の頻度で開催している。また、試験時間帯を夜間に設定するなど、社会人が受験にあたり所属企業での勤務に対する不都合が生じないように配慮している（資料 4-3）。

入学者の選抜方法・体制の在り方などについては、入試委員会で、定期的に検証を行い、適切かつ公正に入学者選抜が実施できるよう努めている（資料 4-6）。

【評価の視点 4-6】障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制等を整備していること。

障がいのある学生の受け入れ方針は、本学は 1 学部 1 研究科であるため、大学全体の方針を定め、その方針の中に、障がいのある学生に対する相談・実施体制を定めている（資料 4-7）。障がいのある学生の受け入れについては、障がいの有無による出願資格の制限は設けておらず、入学試験においても当該志願者の受験に影響が無いように配慮することとしている（資料 1-6）。

障がいのある学生を受け入れるための配慮としては、駿河台キャンパスはバリアフリー

化がされており、障がい者用のトイレを設置している。

障がい者の受け入れの実績として、発達障がいの学生が修士号を取得して卒業した実績があり、また、弱視の学生が受験し入学した実績もある（資料4-8）。

【評価の視点4-7】入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。（「大学院」第10条第3項）

本研究科では、過去3年間の収容定員に対する在籍学生数比率の平均は、1.23でありやや高い範囲にあるが、近年にかけてその比率は改善の傾向にある（資料4-9）。なお、本大学院は社会人院生への配慮から、長期にわたる在籍が可能となっている。このため在籍者数は収容定員を上回る年が続いているが、社会人院生の業務や起業などの状況もあり、実際の履修登録者数は在籍者数を大幅に下回っており、現状、教員の指導や授業運営に支障はない。

また、過去3年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は0.91となっており、おおむね適切な範囲である。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前年の過去3年間にかけて、入学者は増大傾向にある（資料4-9）。

【評価の視点4-8】学生の受け入れには、固有の目的に即して、どのような特色ある取り組みがなされているか。

学生の受け入れについては、デジタルコンテンツ領域で「ビジネス」「クリエイティビティ」「デジタルテクノロジー」の多様な専門性などを持つ入学者を集めるため、広報（プレスリリースの発信など）やセミナー・講座（BCIの各領域分野を体現している専門家を招聘したセミナーや講座など）を積極的に行っている。具体的には、カリキュラムに接続されるセミナーや講座を行い、基本的に個別面談を中心とした説明を行った上で出願を促し、学生の興味関心が本大学院の使命・目的に沿うよう事務局が積極的に補助している。

個別面談の際には、学校説明に終始せず、検討者がデジタルコンテンツ領域における学問・実践の展望をヒアリングし、本研究科の学位授与に至る過程でどのような履修・研究を行うことができるかという提案を行う。本大学院を通じてどのように自己実現と研究テーマを一致させるかというすり合わせを重視しながら学生を受け入れていくことで、研究科の目的が実現されるよう注力している。入学試験のプレゼンテーションにおいては、個別面談で相談した自己実現と研究テーマの一致に関する計画を発表することを行っている。そして、本大学院と本人が希望する研究内容との親和性、熱意、実績のアピールなどを面接試験官が評価している。

また、社会人の利便性に配慮し、授業時間を19:20開始と21:00開始に設定し、都心の企業勤務者が通いやすいよう配慮している。さらに、繁忙期であり、新入学生にとっては学生生活にまだ慣れていない1Qに科目を少なめに設置し、2Qと3Qには多めに、さらに夏季集中講義では1週間で終了できる科目を設置している。年始年末や修了課題の最終発表や

最終提出と期間が被る 4Q にはまた少なめに設置することで、社会人の院生が本大学院の教育課程を修了できるよう配慮している。これらに加えて、大学院説明会や入試相談会を夜間の時間帯に設定し、社会人が参加しやすくなるよう配慮している。

また、2020（令和 2）年度より、DHU2025 構想を公表し、独自のミッション、ヴィジョン、戦略等を掲げながら入学者募集を行っている。（添付資料 1—8）

<根拠資料>

- ・添付資料 4—1：「プレスリリース：デジタルハリウッド大学大学院、3つのポリシー 20170118」
- ・添付資料 4—2：「審査表」
- ・添付資料 4—3：「大学院ホームページ（入学をご検討の方）」
<https://gs.dhw.ac.jp/admissions/>
- ・添付資料 4—4：「デジタルハリウッド大学大学院 平成 24 年度自己点検・評価報告書」
https://gs.dhw.ac.jp/files/docs/report_130827A.pdf
- ・添付資料 4—5：「デジタルハリウッド大学大学院 入試委員会規則」
- ・添付資料 4—6：「デジタルハリウッド大学大学院 入試委員会議事録」
- ・添付資料 4—7：「本学ホームページ（障がいのある学生の受け入れ方針）」
https://www.dhw.ac.jp/profile/policy/disability_support_policy
- ・添付資料 4—8：「障害学生支援について 2016 年 4 月」
- ・添付資料 4—9：「過去 3 年間の在籍学生数比率及び入学者比率の推移」

【4 学生の受け入れ（項目 14）の点検・評価（長所と問題点）】

<①長所として取り上げるべき事項>

【評価の視点 4—8】で記載した、積極的な広報やセミナー・講座の実施、個別面談による自己実現と研究テーマのすり合わせ、社会人の利便性に配慮した授業時間設定は、学生が入学を検討する際の本研究科との親和性や通学上の合理性を適切に確認できるだけでなく、本研究科の使命・目的に即した特色であるとともに、本大学院全体の教育研究の成果に直結している長所となっている。それらが長所として有効に機能していることを示すものとして、例えば、優秀成果発表会への動員や学発ベンチャー数を挙げるができる。優秀成果発表会は研究成果を社会に向けて発表する重要なイベントであるが、同時に入学を検討する者に向けて本研究科の特色を表現する、学生の受け入れ上最も重要なイベントとなっている。また、学発ベンチャー数が全国でも上位に入っていることは、本研究科の使命・目的への理解が入学者に浸透し、受け入れ時からの計画が適切であったことを示している。

また、2020（令和 2）年度より、DHU2025 構想を公表し、独自のミッション、ヴィジョン、

戦略等を掲げながら入学者募集を行っていることで、志願者にとって有意義な検討材料を提供することを実現しており、教職協働による先進的な取り組みとして新たな長所となっている。

<②問題点として取り上げるべき事項>

今後は、本学の固有の目的と親和性の高い入学者を増大させるべく、広報・募集活動を拡大し、入学定員 80 名に近づく状態を実現できるよう努める。

【4 学生の受け入れ（項目 14）の将来への取り組み・まとめ】

<①長所として取り上げるべき事項>

長所として取り上げた事項は、いずれも有効に機能しており、仕組みが完成しているため、2021（令和 3）年度以降、大学院グループにおいて、その運用面、演出面、実施方法などの技術的な側面の内容の充実を図っていく。

また、ヴァーチャル・リアリティをはじめとする現実科学、ファッションとテクノロジーの融合、IoTをはじめとするテクノロジー・プロダクト、の 3 分野については、産学連携の取り組みなどを通じて研究を希望する者への周知を広く行い、入学定員の充足率を高めていく予定である。

DHU2025 構想で描いた中長期のアジェンダに沿って教職協働でミッション、ヴィジョンを実現していく。

<②問題点として取り上げるべき事項>

長所として挙げた事項が奏功し、平成 26 年以降、令和元年度まで毎年入学者が増加していた。令和 2 年度においては年度末に新型コロナウイルス感染症拡大の不安から、通学型の学校への入学を志望する社会人入学者が減少し、7 年ぶりの入学者減となってしまった。2021（令和 3）年度以降にかけては、大学院グループと設置会社の広報室との間の連携を図り、学生の受け入れのための取り組み（広報・各種セミナー・講座等）を改善・充実させ、本大学院の社会的価値や認知度の向上を図り、より質の高い学生を確保していくことで、入学定員の充足率を高めていく。

以上

第5章 学生支援

項目 15：学生支援（評価の視点5-1～5-8）

<現状の説明>

【評価の視点5-1】学生生活に関する相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っていること。

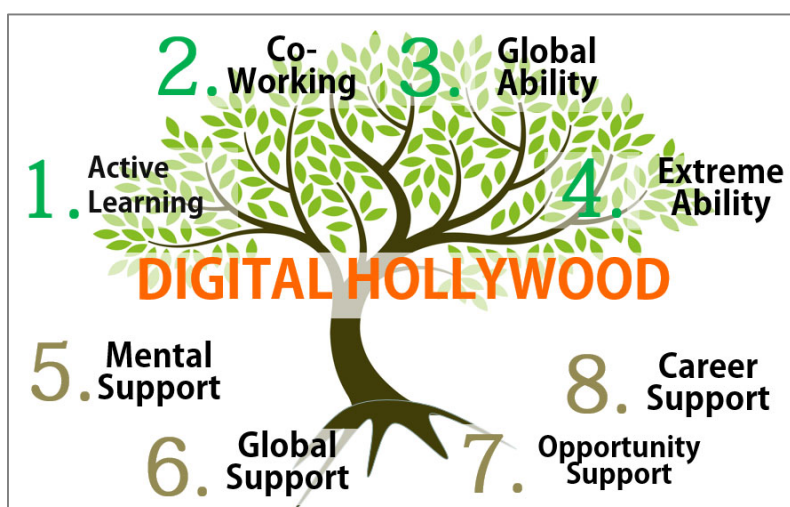
◆学生支援に関する方針・体制整備

まず、本学では、学生に対する学修支援、キャリア支援、生活支援の運営方針を、以下のように定め、この方針に基づいて各種教育や支援を展開している。

“DHU EDUCATION TREE”（学修支援の方針）

本学では、「教員が学生の潜在的な能力や才能を発見し、空に伸びてゆく枝葉のようにその才能を最大限伸ばすこと」および「職員が学生の学内における諸活動をサポートし、大地に根ざす根のように学生生活の基盤を支えること」、そして「この双方が有期的に連携すること」が、学生の成長をより発展的にする大きな要素であると考えている。この考えのもと、学修支援、キャリア支援、生活支援等の運営方針を、下記のように樹木をモチーフとした“DHU EDUCATION TREE”として定める。

“DHU EDUCATION TREE”



1. Active Learning

物事を主体的・能動的に捉え、積極的に関わることが出来るような指導を行う。

2. Co-Working

他者と協働することにより、新たな価値に発展させられるような指導を行う。

3. Global Ability

異なる背景や考えを持つ人とともに、創造的な活動が出来るような指導を行う。

4. Extreme Ability

突出した才能を持つ学生には、その才能を伸ばせるような配慮を行う。

5. Mental Support

メンタルの不調に早期に気づき、ある程度セルフコントロールできるような支援を行う。

6. Global Support

異なる背景や考えを持つ人とともに、創造的な活動が出来るような支援を行う。

7. Opportunity Support

大学での学びと結びつくような、実践の機会を数多く提供する。

8. Career Support

進路を意識した履修指導や、実務経験を有する教員による授業実施など、就業感の醸成に繋がるような支援を行う。

就職、進学、起業など、学生個々の希望や状況を把握し、適切な支援を行う。

つぎに、学生生活に関する相談・支援は、職員を中心に随時個別の面談を実施できる体制を整備している。

さらに、効果的な支援内容については、以下の「評価の視点5-2～5-7」で、それぞれ示している。

そのほか、入学時のオリエンテーションにおいて、院生に対して、学生ガイドなどを配布し、学生生活に関するオリエンテーションを実施し、院生の学生生活に関する支援を行っている（資料1-4）。

◆心身の健康保持・増進

「評価の視点5-2～5-7」以外における学生生活に関する相談・支援体制として、本研究科では、以下の院生の心身の健康保持・増進に関する体制を敷いている。

まず、院生の心身の健康保持・増進のため、本大学院では駿河台キャンパスに保健室を設置し、院生の心身の健康保持に努めているとともに、キャンパス付近の医院と顧問契約を行っており、アドバイスを求めることができる体制をとっている（資料5-1）。

つぎに、一年に一度、大学院生は希望者を対象に健康診断を実施している。

さらに、本研究科では、院生のこころとからだの健康ライフのサポートを目的に、「DHU

心と体のサポートセンター」を開設し、院生に対して学生ガイドなどで周知している。このサービスは、外部専門会社に委託し、電話による健康相談サービスやメンタルヘルスのカウンセリングサービス（面談・Web・面談カウンセリング）を院生に対して行うものであり、そのサービス体制を整備している（資料1-4、19頁）。

【評価の視点5-2】各種ハラスメントに関する規程及び相談体制を整備し、学生に対してこれらに関する周知を図っていること。

ハラスメント防止等に関しては、規則を制定し、その方針及び体制を明確に定めている。また、ハラスメント専用の連絡窓口（メールアドレス）を設け、発生した問題に応じて対策チームを設置する体制が整えられている（資料5-2）。また、院生には、入学時のガイダンスや学生ガイド等で周知し（資料1-4、34頁）、教員へは毎年契約更新の際に「キャンパス・ハラスメント防止に関する規則」等を遵守することを義務付けており、その内容の周知及び未然の防止に努めている（資料1-3、38頁）。

【評価の視点5-3】奨学金などの経済的支援についての相談・支援体制を整備していること。

本大学院では、在学期間中に研究活動に集中して取り組むことができるよう、院生の経済的支援として、各種の奨学金ならびにローンの紹介や推薦を行っている（資料5-3）。

経済的支援については、奨学金制度を設けて、職員が経済的支援を希望する院生に対して、随時個別に相談・支援する体制を整備している。この制度については、募集要項及び学生ガイドに掲載して周知に努めている（資料1-4、24頁）（資料1-6、13頁）。

奨学金などの主な制度は、以下の通りであり、これらは、本大学院のウェブサイトに掲載している（資料5-3）。

◇特別奨学生制度

本大学院の教育内容に関連する企業および各種団体などにおいて特筆する経験を有する学生、もしくは同等の能力を有し、かつ優秀であると本大学院が入学試験において判断した学生を対象に授業料を減免している。2年目以降の制度適用については初年度の成績に応じて判断される。

◇私費留学生学費減免制度

国際人材交流の一環として、デジタル技術とコンテンツで新しい産業や新しい文化を創造する人材の育成を目的に、外国籍を有する私費外国人留学生で、入試において優秀と認められた者の授業料の30%を減免する制度を設けている。

◇JASSO 奨学金・奨励金

独立行政法人日本学生支援機構 (JASSO) が提供する奨学金・奨励金に応募が可能であり、入学後の説明会と学内選考を経て受給者を決定している。

◇その他の経済的支援・体制

その他の学外の奨学金制度については、グループウェア等での情報提供を随時行うとともに、申請に必要な手続きの支援などを行っている。

上記の他に、本大学院では、課外プロジェクトへの経済的支援や実装支援などの経済的支援を行う体制を整備し、平成 28 年度にその効果的な支援を行った実績を持っている (資料 5-4~資料 5-5)。

【評価の視点 5-4】 障がいのある者を受け入れるための支援体制を整備し、支援を行っていること。

◆障がいのある学生の受け入れ方針

本学における障害のある学生の受け入れ方針は、次のとおり定めている。また、この方針については、本学のホームページに掲載して社会一般に公表するとともに (資料 4-7)、研究科の教授会での報告を通じて、本学の教職員間での共有も図っている (資料 3-5、7 頁)。

【デジタルハリウッド大学 障がいのある学生の受け入れ方針】

(理念)

本学は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の基本理念に基づき、障害のある学生 (保護者含む) からの要望により、個々の学生の状態・特性等に応じて、多角的な支援体制から他の学生と同等の修学機会を確保し、適切な合理的配慮を提供することを目標とする。

(基本方針)

本学は、本学に在籍する障害学生が、障害のない学生と分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら学生生活を送ることができるよう支援を行う。

(支援対象学生)

本学に入学を希望する受験生及び在籍している学生 (学部、修士課程、外国人留学生)、または学外から本学の授業を受講している学生 (科目等履修生、交換留学生) を対象とする。

障害とは、障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者 (身体障害、知的障害、精神障害 (発達障害も含む)、その他心身の機能障害) であり、障害及び社会的障壁により継

続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとする。

(合理的配慮に基づく支援)

本学は、障がい学生および障がいのある入学志願者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、その実施に伴う負担が過重でない範囲において、障がい学生および障がいのある入学志願者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去について、修学上または受験上の必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を提供するよう努めることとする。

合理的配慮の提供においては、支援における権利の主体は障がい学生および障がいのある入学志願者本人であることに鑑み、本人の要望に基づいた調整を行うよう努めることとする。

(相談・実施体制)

本学は、すべての組織・教職員が連携して、障がい学生および障がいのある入学志願者の支援を実施および調整することとし、障がい学生および障がいのある入学志願者、その保証人ならびにその他関係者からの相談に的確に応じるための相談窓口を、次に掲げるとおり指定する。

- 一 障害学生支援相談窓口
- 二 メンタルヘルスケア相談室
- 三 キャリアセンター
- 四 入学志願者においては、入試広報グループ

(情報公開)

受験希望者や本学に在籍する障害のある学生に対し、修学支援方針及び支援内容を公表するものとする。

◆障害者の受け入れ支援体制

本研究科における障害のある学生を受け入れるための体制や配慮は、下記の通りである。

まず、本研究科では、障害の有無による出願資格の制限は設けておらず、入学試験においても当該志願者の受験に影響が無いように配慮することとしている（資料1-6）。

つぎに、障害のある学生に対し、入学前に保護者を交えて、必要な支援などをヒアリングするための相談体制を整備している。駿河台キャンパスはバリアフリー化、障害者用トイレの設置がされており、障害者のための配慮がなされている（資料4-8）。

さらに、発達障害を抱える学生への支援に関しては、2016年4月より車椅子を利用した学生の入学に際し、入学前に希望する支援内容について保護者も含めてヒアリングを行い、多目的トイレへの折りたたみベッドの設置や伸縮可能な専用の机など、支援設備を充実さ

せ、車椅子学生の学校での生活に表れている（資料4-8）。

加えて、また、本研究科においては、発達障害を抱える学生に対し、担当教員と事務局職員との連携した支援や、当該学生に適切なアウトリーチの機会提供等を行うことで、2015年3月に無事修士の学位を授与することが出来ている（資料4-8）。

【評価の視点5-5】学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等に関わる相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っているか。

本研究科においては、社会人院生も多く在籍するため、必ずしも入学前と入学後で進路が変わるというものではないが、就職や転職、または起業など、キャリアチェンジの意欲がある院生に対しては、大学院グループとキャリアセンターの両方で連携を図りながら、キャリア形成、進路選択等に関わる支援を行っている。

具体的には、就職や転職を希望する院生にはキャリアセンターより情報や機会の提供を実施し、また優秀成果発表会には多くの企業が参加し、就職や協業とのマッチング機会を提供している（資料1-8）。

【評価の視点5-6】留学生・社会人学生を受け入れるための支援体制を整備し、支援を行っているか。

◆留学生への支援

◇受験機会の確保

外国人留学生の受験機会については、学則において下記の通り定めて確保している。

「(外国人留学生の選考) 第18条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入学し、本学に入学を志願する者があるときは、第16条に規定する選考のほか、特別に選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。」(資料1-1)

◇学習支援体制

学習上の支援については、外国人留学生に対しても、他の院生と同様に、教育課程や科目履修、学内の施設、設備、システムなどについて、各種ガイダンス、履修相談会などを行っている。そのほか、外国人留学生を対象とした在留資格などの説明会を定期的実施している（資料5-6）。

また、本研究科においては、2016年に「カルチュラル・イノベーションコース」を設置し、日本の文化や風習、価値観、産業等への理解を深める科目の配置を行っている。（資料1-5）

◇生活支援体制

生活上の支援については、以下のような取り組みを行っている。

国際人材交流の一環として、デジタル技術とコンテンツで新しい産業や新しい文化を創出する人材の育成を目的に、私費外国人留学生を対象とした授業料の 30%を減免する「私費外国人留学生学費減免制度」を設けている。また、JASSO における私費外国人留学生学習奨励費給付制度について情報提供や受給申請の補助等を行っている（資料 5-3）。

その他、本研究科では独自に管理・運営する学生寮を有してはいるが、学生会館を持つ専門業者と提携し、院生に情報提供を行う生活支援を行っている（資料 5-7）。

◆社会人への配慮

社会人院生を受け入れるための支援体制の整備や支援内容は、下記のとおりである。

まず、本大学院への入学時期は毎年 4 月のみであるが、初夏以降に全 10 回程度の入学試験を月 1 回以上の頻度で開催しており、また試験時間を夜間に設定するなど、社会人に対しても、受験にあたり日程的な不都合が生じないように配慮している。

つぎに、本大学院では、社会人院生への教育上の配慮から、平日の夜間と土日の昼間を中心に講義を開講している（資料 2-10）。

さらに、同時帯には、大学院グループの職員が本キャンパス内に常勤し、社会人院生に対して常時相談を受けることができる体制を整備している。

加えて、本大学院は社会人院生への配慮から、長期にわたる在籍が可能となっている。

【評価の視点 5-7】学生の自主的な活動、修了生の同窓会組織等に対して、どのような支援体制を整備し、支援を行っているか。

◆学生の自主的な活動への支援体制の整備

院生の自主的な活動への支援体制の整備については、特に初期段階から資金が必要になる IoT の自主的な開発を支援するため、デジタルファブ리케이션のための機材を利用できる設備「LabProto」を利用できるようにしている。また、学内でコンペティションを実施し開発費を助成している。

また、大学院グループと設置会社の広報グループとが連携して、優れた活動を行っている院生をプレスリリースなどで対外的に発信し、院生の自主的な活動を広報面で支援する体制を整備している（資料 5-8）。

その他、院生が勉強会やセミナーなどを自主開催できるよう、無料で会議室やホールの貸出を行っている。また、過去全ての院生、教員が登録しているメーリングリストを作成し、告知・募集を自ら行うことができるようにしている。さらに、院生室を解放し、オールナイトでの作業もできるようにしている。また院生室の PC にはオンラインスクールの動画教材を導入し、カリキュラム外でデジタルスキルを習得できるようにしている。加えて、大学院グループが主体となり、八王子スタジオの制作スペースを院生に貸し出し、院生の自主的

な活動を支援する体制を整備している（資料5-9）

◆修了生の同窓会組織等への支援体制の整備

修了生の同窓会組織等への支援体制の整備については、在校生・修了生が在籍する「校友会」との連携がある。校友会の協賛により、学生はLabProtoの設備が材料費相当の低価格で使用できる。また、校友会は本研究科だけでなく、学部、さらに設置会社であるデジタルハリウッド株式会社が運営する各事業の卒業生が入会するため、イベントやそのコミュニティを通じて、デジタルコンテンツに関する幅広いネットワークを利用することができるようになっている。

【評価の視点5-8】学生支援には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。

理論と実務を架橋し、産業界に貢献するアウトプットを出すことこそが本大学院の使命であるという考えから、【評価の視点5-7】で挙げたように、研究開発への助成を行い、デジタルスキルの習得に関して注力していることは、本研究科の特色として挙げることができる。

また、設置会社のインキュベーション事業と連携し、学発ベンチャーのためのビジネスマッチング活動や社外有識者によるメンタリングや資金援助などを積極的に行っていることは、本大学院ならではの院生に対する経済的支援の特色として挙げることができる。

具体的には、2015（平成27）年度において、アイデア実現支援プロジェクトから生まれたIoTプロダクトのベンチャーに対して経営指導、取引先開拓、商品開発への助言など、多くの面での支援を行い、さらに、設置会社からの出資も行われた。（資料5-10）。また、2018（平成30）年度に実装支援を行ったブロックチェーン開発のプロジェクトチームは起業し、2億円の資金調達に成功した。（資料5-11）。さらに、専門学校で教員を務め、ミュージシャンでもある社会人院生が教育とテクノロジーの融合領域において理論と実践を架橋する研究を行い、後期博士課程に合格するという成果を挙げている。（資料5-12）

<根拠資料>

- ・添付資料5-1：「校医の案内」
- ・添付資料5-2：「デジタルハリウッド大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規則」
- ・添付資料5-3：「本大学院ホームページ（学費の支援）」
<http://gs.dhw.ac.jp/admissions/student/tuition/>
- ・添付資料5-4：「実装支援の例」
- ・添付資料5-5：「課外プロジェクトへの経済的支援に関する資料」
- ・添付資料5-6：「外国人留学生の手引き」

- ・添付資料 5-7 : 「大学ホームページ (指定学生会館のご案内)」
<http://www.dhw.ac.jp/life/gakuseikaikan/>
- ・添付資料 5-8 : 「学生の自主的な活動を支援するプレスリリース」
- ・添付資料 5-9 : 「大学院ホームページ 八王子制作スタジオ」
<http://gs.dhw.ac.jp/profile/equipment/hachiouji/>
- ・添付資料 5-10 : 「修士生ベンチャー「BRAIN MAGIC」と資本業務提携」
<https://www.dhw.co.jp/pr/release/detail.php?id=1540>
- ・添付資料 5-11 : ToposWare プレスリリース
- ・添付資料 5-12 : 「2020 年度成果発表会 修士課題制作プレゼンテーション」
<https://youtu.be/LEpKwZSb1yI?t=2235>

【5 学生支援 (項目 15) の点検・評価 (長所と問題点)】

<①長所として取り上げるべき事項>

理論と実務を架橋し、産業界に貢献するアウトプットを出すことこそが本大学院の使命であるという考えから、学内でコンペティションを行い、実装支援を行う体制を整備し、実績を上げている。2015 (平成 27) 年度、2018 (平成 30) 年度の助成対象者は起業し、資金調達による量産化を具体的に進めている。さらに、本研究科の設置会社であるデジタルハリウッド株式会社からも出資を行い、全面的に支援している。(資料 5-10、5-11、5-12)。以後、助成対象者は優秀成果のひとつとして毎年度の優秀成果発表会に登壇している。

<②問題点として取り上げるべき事項>

学部から進学する院生や外国人留学生の増加に伴い、今後多様化するであろう就職支援に柔軟に対応するため、大学院グループとキャリアセンターの両者でより一層の連携を図りながら、キャリア形成、進路選択等に関わる支援を行っていく。

【5 学生支援 (項目 15) の将来への取り組み・まとめ】

<①長所として取り上げるべき事項>

実装支援、開発助成のためのコンペティションについては、LabProto が整備されたため、IoT 領域に限定せずに計画を募集することが可能となり、さらに幅広い成果が出ている。

<②問題点として取り上げるべき事項>

問題点として取り上げる事項は特に無い。

以上

第6章 教員研究等環境

項目 16：施設・設備、人的支援体制の整備（評価の視点 6-1～6-6）

<現状の説明>

【評価の視点 6-1】講義室、演習室その他の施設・設備をデジタルコンテンツ系専門職大学の規模及び教育形態に応じ、整備していること。（「専門院」第17条）

◆教育研究等環境の方針の明確化

まず、本学における教育研究等環境については、その整備に関する方針を、平成28年度に、本学の使命・目的を踏まえて制定し、ホームページで公表している（資料6-1）。

デジタルハリウッド大学 教育研究等環境の整備に関する方針

本学は、建学の精神および使命・目的を実現するため、以下のとおり教育研究等環境の整備に関する方針を定める。

【施設・設備の整備に関する方針】

- ・本学は、同一課程内で複数領域の学修が可能であることから、一つの大学組織の中に様々な領域を得意とする学生や院生、教員や研究員が存在する。小規模大学であることを活かし、各構成員間のコミュニケーションがより円滑となるよう、物理的な利便性にも配慮した施設・設備の整備に努める。
- ・専門領域に関連する施設・設備においては、教育とのバランスを鑑みながら、可能な限り産業界と同等の環境整備に努める。

【図書館の整備に関する方針】

- ・「メディアライブラリー資料収集方針」にて、資料収集の目的、原則、範囲、基準、方法等を定め、系統立った資料収集に努める。
- ・「メディアライブラリー指針」にて、資料の収集に留まらず、「世界を発見すること、多様性と出会うこと、興味関心を喚起すること」「情報発信と話題作り」「上質な読書とメディア体験ができる空間プロデュース」の三点に重点を定め、これらを促進する活動を行う。

【情報環境の整備に関する方針】

- ・ICTを活用した学修、教育、研究、および事務業務のために、必要な教務システムやネットワーク等の情報基盤および運用体制を整備する。

・特に CG や VR 等の負荷の高い作業を行う情報端末においては、概ね 2 年を目安に環境を刷新すべく、情報端末の全学的な循環に創意工夫をもって整備する。

・設置会社による「情報システム規定」に基づき、情報システムの有効性及び効率性、準拠性、信頼性、可用性、機密性を確保する。

【教員の教育研究環境等の整備に関する方針】

・実務家教員が多数在籍していることを前提とし、授業運営等について、職員を中心に、積極的に教員の教育活動の支援を行う。

・研究活動において、不正行為および研究費不正使用の防止の取り組みとして、各種規則を整備し、それを遵守するための啓蒙活動を行う。

つぎに、本大学院は、駿河台にキャンパスを構え、また、本学のデジタルコミュニケーション学部が所有する八王子制作スタジオがあり、上記方針に則り、それぞれ、以下のような施設・設備を整備している（資料 6-2）。

◆駿河台キャンパスについて

駿河台キャンパスには、教室 17 室とパソコン教室 8 室、会議室 11 室、駿河台ホール、大学院生専用の研究室 1 室、教員室、保健室、メディアライブラリー、ファブリケーション工房の LabProto（ラボ・プロト）、学長室、事務室、キャリアセンター、カフェテリア、映像制作スタジオ、MA ルームがある。

パソコンの入れ替えやソフトウェアのアップグレード等のデジタルクリエイティブ環境の整備については、産業界の潮流だけでなく、学内のハードウェア・ソフトウェア間の相性、ソフトウェア開発初期に発生するバグの有無、院生が所有しているソフトウェアのバージョンとの整合性、新しいバージョンに対応した教材開発状況等、様々な点を鑑みながら導入時期を決定している。

各教室には、プロジェクターとスクリーン、映像及び音響機器を備えており、映像教材を利用した授業を行う事が可能である。また、高品質の音声を録音・編集したり、その音声を映像と合わせる場所として MA ルームを設置し、そのルームには業界標準のオーディオ制作ツール Avid 社の「Pro Tools」が配され、プロと同様の作業環境があるほか、メイン PC に Mac Pro を設置し、4K 映像の編集も可能な環境となっている。

院生が主に使用できる施設は、大学院専用の研究室である。大学院専用の研究室には、院生が研究を行うために必要なアプリケーションがインストールされたパソコンが 8 台設置されている。

また、講義規模に応じた収用人数の調整を可能とするために、稼動間仕切りを調節することで連結することが可能となっている教室も整備している。2016（平成 28）年度には、一

部の教室で映像音響設備を充実させた。

さらに、キャンパスには様々な用途に対応できるよう、大型LEDディスプレイ、大型プラズマディスプレイ、DVDプレイヤー、3Dプリンタ、ビデオ、DVD、ブルーレイデッキ、テレビ会議システムなどが常備されている。

加えて、平成28年度より、プロトタイピングのためのファブリケーション工房としてLabProto（ラボプロト）をオープンし、3Dプリンタ、UVプリンタ、レーザーカッター、カッティングプロッター、その他電子工作類などを備え、院生の利用や授業での活用などを通して、本学のアウトプットを高める拠点を整備した（資料6-3）

その他、福利厚生施設としては、学生ラウンジ、医務室を併設している。

◆八王子制作スタジオ

本学のデジタルコミュニケーション学部が所有する八王子制作スタジオは、廃校となった旧三本松小学校を八王子市より賃借し、制作スタジオとして改修したものである。

パソコン教室の他に、作品制作の会議など、多目的に使用できるプロジェクトルームと、プロジェクターを設置し、授業も可能なセミナールームが合わせて10室がある。

長期の制作活動に対応できるよう、シャワールーム（男女各1室）、キッチンや仮眠室（男女各1室）も併設している。

また、関連企業によりモーションキャプチャスタジオが設けられており、教員や院生の希望者は利用可能である。八王子スタジオの利用時間は平日：8：00～17：00 となり、申請書で利用申し込みを受け付ける。（資料6-4）

◆教育研究等環境に関する学生・教員からの意見聴取と改善への取り組み

学期末に科目終了アンケートを組織的に実施し、そのアンケートを集計することで、院生の多様なニーズを把握し、その結果を教育改善につなげている（資料6-5）。

教育改善の具体的内容としては、アンケート集計結果を事務局でとりまとめ、その結果を担当教員（特に新任教員）に対して直接フィードバックを行い、当該教員はその集計結果をもとに授業改善につなげている。（資料2-47）。

【評価の視点6-2】学生が自主的に学習できる自習室や学生相互の交流のためのラウンジ等の環境を整備し、効果的に利用されていること。

本大学院の院生は、各自がPCを保有して通学している。また、以下の【評価の視点6-4】で述べるように、学内LANを整備し、全キャンパスにおいて無線LANによりインターネットアクセスが可能であり、院生は会議室及び大学院専用の研究室のほか各自で用意したパソコンからインターネットに接続可能な環境が整っている。また、大学院生専用の研究室である「院生室」では、以下で述べるように、デジタル分野に関する高度かつ専門性の高い内容に特化した設備を整えている。

院生室で、院生はパソコン、ミーティングテーブル等を終日自由に使用できる。また研究実践科目ごとのロッカーを用意し、研究用の備品等を置いておける。パソコンは、企業から実験用に提供されたハイスペックなものや、CGのレンダリングに適したもの、グラフィックボードが優れたもの、映像編集に適したものなど、デジタルコンテンツの各領域の特性に合わせて複数種類を配備している。ミーティングテーブルは、自由に組み合わせられるコラボレーション用に設計されたものを導入し、創発的な空間になるよう配慮している。また、院生室は月～土曜夜にオールナイトフリータイム制を導入しており、希望する院生は朝まで設備を利用することができる（資料 6-6）。このことにより、デジタルコンテンツの制作を集中的に行うことができ、イベントでの展示などの前にはチームで利用され研究活動の活性化に役立っている。

駿河台キャンパスには、院生の休息の場として、ラウンジなどにテーブルと椅子、ソファなどを設置している。食堂については、駿河台キャンパスにカフェテリアを設置し、学生および教職員が利用できる。

保健室については、駿河台キャンパス内に1室設け、事務室に救急薬品を配置しており、院生および教職員が利用できる。

駿河台キャンパスの館内には、研究実践科目の成果発表ポスターを掲示し、来校者や学部生へ教育内容や研究成果が伝わるよう工夫している。

【評価の視点 6-3】障がいのある者のための施設・設備を整備していること。

駿河台キャンパスはバリアフリー化の整備がなされており、障がい者用のトイレの設置もなされており、障がい者のための配慮がなされている。

また、2016年4月より、障がい者のための移動可能な機の購入や、多目的トイレベッドの追加設置を行った（資料 4-8）。

【評価の視点 6-4】学生の学習、教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーを整備していること。

本大学院では、デジタルコンテンツ領域における院生の学習、教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーとして、接続環境、専用研究室、セキュリティ、管理体制、学内グループウェア、その他機材を整備している。

まず、接続環境については、学内LANを整備し、全キャンパスにおいて無線LANによりインターネットアクセスが可能である。院生は会議室及び大学院専用の研究室「院生室」のほか各自で用意したパソコンからインターネットに接続可能な環境が整っている。また、院生室のパソコンも院生は終日自由に使用できる。

つぎに、セキュリティについては、院生が利用できるPC、教員が利用するPC、職員が利用するPC、本学が所有するPCすべてに対しては、アカウント管理、データ持ち出し対策及び監視体制を確立している。また、ウィルスなどの悪意のあるソフトウェアに対しては、

本大学院に設置するすべてのPCに対してネットワーク上で監視を行うソフトウェアを導入しており、伝染性のソフトウェアを含め逐一監視を行っている。

さらに、パソコン教室及びネットワーク環境の管理については、設置会社の管理部情報システムグループが保守業務を担当している。また、ソフトウェアについては最新のバージョンのものを導入している。

加えて、グループウェアは、学事に関する連絡事項、シラバス、休講情報などを閲覧でき、履修登録や成績照会、フィードバックシートにも利用している。また、院生への重要な連絡も随時掲示し、これについては携帯電話からのアクセスも可能である。企業とのコラボレーション案件の募集やイベントなど学習機会の案内も事務局の企画により行っている。また、グループウェアを通じて、教職員が連携を図り、院生の修学状況などを随時確認できる仕組みも整備している。

上記の他、映像撮影などに使用する各種機材も駿河台キャンパス及び八王子制作スタジオに保有しており、一部の機材は院生にも貸出を行っている。機材については職員やTAが随時状態の確認を行い、修理が必要な場合は専門業者に依頼している。

【評価の視点6-5】教育研究に資する人的な支援体制を整備していること。

本大学院では開学以来、研究環境の整備など、随時必要な支援を行ってきたが、より組織的かつ継続的な支援を可能とするために、平成20年4月より、研究運営委員会を設置した。また平成22年10月から、それまで個々に活動していたすべての研究室をメディアサイエンス研究所の所属とし、産学官連携センターを研究関連の事務局と位置づけ、研究支援体制を整備した。産学官連携センターでは、公募案件の支援、教育シンポジウム「近未来教育フォーラム」および研究発表会の企画運営、紀要の編集発行も行っている。

また、研究室総会を開催しており、研究室間の交流促進を行うとともに、研究進捗の共有、管理や、科学技術振興調整費等への公募手続きの説明を行うなど、情報交換の場となっている。

教育研究支援体制として、本大学院では、ティーチング・アシスタント(TA)の制度を設けている。主にPCを用いた演習授業において、TAを配置し授業を円滑に進めるための体制を整えている。演習授業では、教員のソフトウェアの操作に院生がその場で習って手順等を学んでゆくことが多いが、院生がほんの少し気を取られている間に一気に操作についていけなくなることはしばしばある。TAは、授業中に教室を巡回し、遅れを取っていると思われる院生がいた場合は、その場でついていけるようにフォローする。TAは演習授業10名につき概ね一名を配置しており、院生のPCモニターと、その隣に配置されている教員のPC画面が投影されるサブモニターを見比べながら教室を巡回し、教員のPC画面どおりに作業ができていない院生をいち早く発見し、その場でサポートすることで、脱落者を無くすという重要な役割を担っている。その他にTAの業務として、主に授業準備、教員のサポートなどがある。TAの人選については、設置会社の運営する専門スクールの卒業生な

ど、専門的な能力を有するものを確保している。

【評価の視点6-6】施設・設備、人的支援体制には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。

本大学院は専門職大学院としての教育研究目的に鑑み、産学官連携活動へ繋がる先端的な取組を行っている。

研究実践科目におけるプロジェクトを中心に研究室と連携し、その成果を産業界に還元する活動も行われている。院生自身の研究は学会や成果発表会にて公開し、Webサイトなどを用い積極的に周知を行っている。また産学官連携センターにより研究紀要を編集発行し、社会へのアウトプットを促している。

学内でのビジネスプランのコンペティションを行い、実装支援・事業化支援を行っている。2018（平成30）年度は研究開発費の助成に加えて、ものづくりに関する外部のメンターによる面談の機会を設けた。この外部メンターは、社外の外部有識者が担い、固有の目的に即して、本大学院として、教育研究活動の人的支援体制として有効に機能している。

設置会社のインキュベーション事業が、学発ベンチャーのためのビジネスマッチング活動や社外有識者によるメンタリング、資金援助を積極的に行っている。アイデア実現支援プロジェクトから生まれた学発ベンチャーに対して経営指導、取引先開拓、商品開発への助言など、多くの面での支援を行い、さらに、設置会社からの出資も行われた。（資料5-10）。

コンテンツ制作に必要な最新のパソコン、アプリケーション、撮影機材を整備しており、専門性の高い教育及び研究を支援している。大学院生専用研究室である院生室では、院生はパソコン、ミーティングテーブル等を終日自由に使用できる。また研究実践科目ごとのロッカーを用意し、研究用の備品等を置いておける。パソコンは、企業から実験用に提供されたハイスペックなものや、CGのレンダリングに適したもの、グラフィックボードが優れたもの、映像編集に適したものなど、デジタルコンテンツの各領域の特性に合わせて複数種類を配備している。ミーティングテーブルは、自由に組み合わせられるコラボレーション用に設計されたものを導入し、創発的な空間になるよう配慮している。

また、平成28年度より、固有の目的に即して、プロトタイピングのためのファブリケーション工房として LabProto（ラボプロト）をオープンし、3Dプリンタ、UVプリンタ、レーザーカッター、カッティングプロッター、その他電子工作類などを備え、院生の利用や授業での活用などを通して、本学のアウトプットを高める拠点を整備したことは本学ならではの特色といえる。

さらに、院生の起業支援等を行うことができる施設として、表参道にシェアオフィス併設の新校舎『G's ACADEMY TOKYO BASE』を設立するとともに、デジタルハリウッド大学の卒業生起業家へ出資できる新インキュベーション機関『D ROCKETS』（ディーロケッツ）も同時に設立するなど、起業へ挑戦する院生が正課外の活動として利用できる施設を整備していることは本学ならではの特色といえる（資料6-7）。

<根拠資料>

- ・添付資料 6-1 : 「大学ホームページ（教育研究等環境の整備に関する方針）」
http://www.dhw.ac.jp/profile/policy/environment_policy/
- ・添付資料 6-2 : 「大学院ホームページ（施設概要）」
<http://gs.dhw.ac.jp/profile/equipment/>
- ・添付資料 6-3 : 「LabProto オープン」
- ・添付資料 6-4 : 「八王子スタジオ利用申請書」
- ・添付資料 6-5 : 「科目終了アンケート」
- ・添付資料 6-6 : 「ANFT（オールナイトフリータイム）利用方法と注意事項について」
- ・添付資料 6-7 : 「『G's ACADEMY TOKYO BASE』及び『D ROCKETS』設立」
<http://www.dhw.co.jp/pr/release/detail.php?id=994>

項目 17 : 図書資料等の整備（評価の視点 6-7～6-9）

【評価の視点 6-7】図書館（図書室）には、デジタルコンテンツ系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に必要なかつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料を計画的・体系的に整備していること。

◆メディアライブラリー資料収集方針・基準

デジタルコンテンツマネジメントの教育及び研究にあたっては、多様な教養、知識が必要なことから、バランスの取れた選書が必要となってくるため、選書は教員や学生の要望も十分に考慮した上で、実学的な図書の充実を念頭に、メディアライブラリー運営委員会において、「メディアライブラリー資料収集方針」、「メディアライブラリー資料収集基準」に基づき、審議、決定を行っている（資料 6-8）（資料 6-9）。

◆所蔵資料の整備状況

駿河台キャンパス内のメディアライブラリー（図書館）は、デジタルコンテンツ分野に特化した専門書を収集・所蔵する観点に立ち、約 10,000 冊まで配架可能な書架を設置しており、教員及び学生が学習、研究に利用している。

2020（令和 2）年 3 月末現在の所蔵数は 23,297 冊である。資料の配架場所については、日本十進分類法以外にも、本学のカリキュラムに沿った区分を設け、利用しやすいよう配置している。

また、適切に権利処理した DVD 等の視聴覚資料は、2020（令和 2）年 3 月末現在 1,149 点である。また、貸出点数は、2019（令和元）年度実績で、2,296 点である。入館者数は、2019

(令和元)年度実績で、76,138人であり、年間開館日数は243日である。(資料6-10)(資料6-11)

◆図書館蔵書検索システム

図書館システムについては、独自のデータベースで蔵書管理を行っているため、利用者が館内で蔵書を検索することは出来ない。そのためインターネット上のWeb本棚サービスを利用し、利用者が蔵書の一部を検索できるようにしている。

また、一部図書と雑誌のバックナンバーを除いて開架に配置し、書架の配置や案内図を設置するなどして、利便性が向上するよう工夫している。

さらに、図書に関して問い合わせがあった場合は、職員がデータベースで検索して案内している。

【評価の視点6-8】図書館(図書室)の利用規程や開館時間は、デジタルコンテンツ系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に配慮したものとなっていること。

◆メディアライブラリーの利用規程・方法

メディアライブラリーの利用については、「デジタルハリウッド大学メディアライブラリー規則」を定め適切に運用している(資料6-8)。また、メディアライブラリーの利用方法については、ホームページでも利用案内を掲載している(資料6-12)。

また、新着図書やおすすめ図書の紹介と開館時間の変更などを知らせるFacebookや、図書の検索や書評を閲覧できるブックログなどのSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を積極的に利用し、利用促進を図っている(資料6-13)(資料6-14)。

さらに、「メディアライブラリー指針」を定め、資料の貸し出しに留まらず、「世界を発見すること、多様性と出会うこと、興味関心を喚起すること」「情報発信と話題作り」「上質な読書とメディア体験ができる空間プロデュース」の3点に重点を置いて活動している(資料6-15)。

この方針に基づき、メディアライブラリーに関する情報提供を行う媒体として、「MEDIA LIBRARY PRESS」を発刊している(資料6-16)。加えて、図書の魅力を学生に伝えるために、メディアライブラリー主催の様々なイベントやセミナーを定期的に開催している。(資料6-17)

◆メディアライブラリーの開館時間

メディアライブラリーの開館時間については、平日(月～金)10:30～22:00、土曜日10:30～19:00、日曜日、祝祭日は休館日としている(資料6-10)。また、社会人の院生に配慮して、平日は22:00まで開館し、土曜日は10:30～19:00まで開館している。(資料6-18)

◆メディアライブラリーのスペース

駿河台キャンパスにおいて、独立したメディアライブラリーを設置し、スペースは 301 m² である。

メディアライブラリーの総閲覧座席数は、83 席であり、収用定員の約 8%相当が確保されている（資料 6-11）。都心駅前という立地ゆえにスペース面での制限があり、メディアライブラリーの閲覧机や自習(学習)スペースの不足という課題がある。これについては、ラウンジにソファや机椅子を配置することにより改善を図っている。ただし、本大学院は、一人一台ノート PC を所有し、任意の場所でインターネットによる調べものを行ったり、ICT を駆使して課題制作などを行う大学院であるため、現状の利用実績では閲覧席が満杯になることは少ない。

メディアライブラリーの中には、視聴覚ブースが 2 席あり、平成 28 年度より、そのブースを個室型にリニューアルし設備の充実を図った。加えて、会話が可能なスペースを設置し、ゼミや学生のグループディスカッションやプレゼンテーションの場としても、利用できるようにしている（資料 6-17）。

【評価の視点 6-9】図書資料等の整備には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。

図書資料等の整備については、本大学院の固有の目的に即して、デジタルコンテンツ分野に特化した専門書を収集・所蔵している。さらに、適切に権利処理した DVD 等の視聴覚資料を多く収集・所蔵している。

また、新着図書やおすすめ図書の紹介と開館時間の変更などを知らせる Facebook や、図書の検索や書評を閲覧できるブログなどの SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を積極的に利用し、利用促進を図っている。

加えて、設置会社の株主であるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の主要事業の一つである代官山蔦屋書店 (TSUTAYA BOOKS) の協力を得て、適切な洋書を選定の上、メディアライブラリーに「洋書コーナー」を設けていることは、本大学院ならではの特色といえる。

<根拠資料>

- ・添付資料 6-8 : 「デジタルハリウッド大学メディアライブラリー規則」
- ・添付資料 6-9 : 「資料収集方針_基準」
- ・添付資料 6-10 : 「日本図書館協会調査票 2020」
- ・添付資料 6-11 : 「令和 2 年度学術情報基盤実態調査」
- ・添付資料 6-12 : 「大学ホームページ (メディアライブラリー)」

<http://www.dhw.ac.jp/profile/library/>

- ・添付資料 6-13 : 「大学ホームページ (メディアライブラリー (Twitter))」

https://twitter.com/DHU_library

「大学ホームページ（メディアライブラリー（Facebook））」

<https://www.facebook.com/dhulibrary/>

・添付資料 6-14 : 「大学ホームページ（メディアライブラリー（ブログ）」

<http://booklog.jp/users/dhulibrary>

・添付資料 6-15 : 「橋本館長メディアライブラリー指針」

・添付資料 6-16 : 「DIGITAL HOLLYWOOD MERIA LIBRARY PRESS」

・添付資料 6-17 : 「メディアライブラリー関連資料」

・添付資料 6-18 : 「メディアライブラリー開館時間」

項目 18 : 専任教員の教育研究環境の整備（評価の視点 6-10～6-12）

【評価の視点 6-10】 専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮したものとなっていること。

本大学院の教員 1 人あたりの授業担当コマ数や学内任務などに配慮し、1 人の教員に対して教育面での過度の負担がかからないよう、教員選考委員会や学長判断によりカリキュラム編成や担当授業等が検討されており、教員個人の研究時間の確保に留意している。

本大学院の専任教員が教育と実務に専念できるように、院生の出席管理や授業準備補助などは、TA 及び大学院グループの職員が行い、教員の負担軽減を図っている。（資料 6-19）

【評価の視点 6-11】 専任教員に対する個人研究費の適切な配分、個別研究室の整備等、十分な教育研究環境を用意していること。

専任教員に対して専任教員費を支払い、個人研究費を適切に配分している。また、全教員に対して、各担当科目数に応じて研究費（補助費）を支給している（資料 6-20）。外部研究資金の獲得についても、産学官連携センターにおいて、専門的に外部からの案件を獲得すべく活動を行っている。実際に、同センターの活動において、これまで受託事業や科学技術振興調整費等の給付を受けた実績を持っている（資料 6-21）。その他、2015 年度から学内における競争的資金を確保し、本学メディアサイエンス研究所に所属する研究室より、毎年学内公募の上、配分を決定している（資料 6-22）。

研究室については、本大学院では実務経験を有する教員を多数配置しているため、実務が研究活動の一環であるとの考えから、校舎への出勤だけを教育研究時間であるとは捉えていない。しかしながら、本大学院の専任教員として相応の役割及び責任があることに変わり無く、研究活動も活発になされていることから、駿河台キャンパスに共同の研究室として教員室を設置している。また、専任教員には、その共同研究室に専用デスクを整備している。さらに、本大学院では教員の研究室は個別には分かれておらず、教員室の中において、教員

同士が日常的にコミュニケーションを取りやすい環境となっている。こうした環境の中で、本大学院の固有の目的に即した取り組みが促進されている。

【評価の視点 6-12】専任教員の教育研究活動に必要な機会（例えば、研究専念期間制度）を保証していること。

本大学院では、専任教員の教育研究活動に必要な機会として研究専念期間を設けるなどの配慮をこれまで行ってきたが、専任教員の研究専念期間を確保する制度がまだ十分に整備されていないので、その点の改善を図る。

<根拠資料>

- ・添付資料 6-19：「教員授業平均値」
- ・添付資料 6-20：「業務要項」
- ・添付資料 6-21：「外部資金導入一覧」
- ・添付資料 6-22：「学内競争的資金に関する資料」

【6 教育研究等環境（項目 16～18）の点検・評価（長所と問題点）】

<①長所として取り上げるべき事項>

本研究科における教育研究等環境では、院生室において、デジタル分野に関する高度かつ専門性の高い内容に特化した設備を整えているとともに、オールナイトフリータイム制度を導入し、集中的な研究活動が行うことができる。これによりブロックチェーン開発作業を集中的に行った留学生 2 名が起業に至る成果を挙げている。（資料 5-11）。

また、設置会社のインキュベーション事業と連携し、学発ベンチャーのためのビジネスマッチング活動や社外有識者によるメンタリング、資金援助を積極的に行っていることは、学発ベンチャー数の実績に表れており、長所として挙げるができる。具体的には、2016（平成 28）年度において、アイデア実現支援プロジェクトから生まれた IoT プロダクトのベンチャーに対して経営指導、取引先開拓、商品開発への助言など、多くの面での支援を行い、さらに、設置会社からの出資も行われた（資料 5-10）。2020（令和 2）年度は、現役院生が指導教員 2 名の出資を受けて起業するなど、さらに活発化している、（資料 6-23）。

<②問題点として取り上げるべき事項>

本大学院において、教員の教育及び研究等の能力を向上させることを目的として、サバティカル制度等の導入を検討し、今後は、当該制度を整備し、さらなる教員の研究専念期間の確保に努める。

個別の教育研究環境等の整備としては、1) 集中して研究に取り組むことができるような

スペースを教員室内にパーティションなどを用いて設置する、2) 本大学院の近くにある外部のレンタルオフィスやコワーキングスペースなどを借用して教員がそのスペースで研究できるような環境を整える、3) サバティカル制度を設けて、教員の研究専念期間を確保する、などを具体的に検討していく。

<根拠資料>

- ・
- ・添付資料 6-23：学発ベンチャー | AI 活用による営業支援システム開発・販売「株式会社 Panta Rhei」

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000001872.000000496.html>

【6 教育研究等環境（項目 16～18）の将来への取り組み・まとめ】

<①長所として取り上げるべき事項>

インキュベーション事業との連携については、さらに発展させていく余地がある。院生の研究テーマにおける事業化の可能性を早期に発見し、本学のインキュベーション機関の利用促進をするなど、院生が指導・助言を受けられる機会を広げていく。

<②問題点として取り上げるべき事項>

教育環境の整備について具体的に組みんでいく必要がある。デジタルハリウッド大学の全学的内部質保証サイクルの中で、経営会議における検討を行っていく。

以上

第7章 管理運営

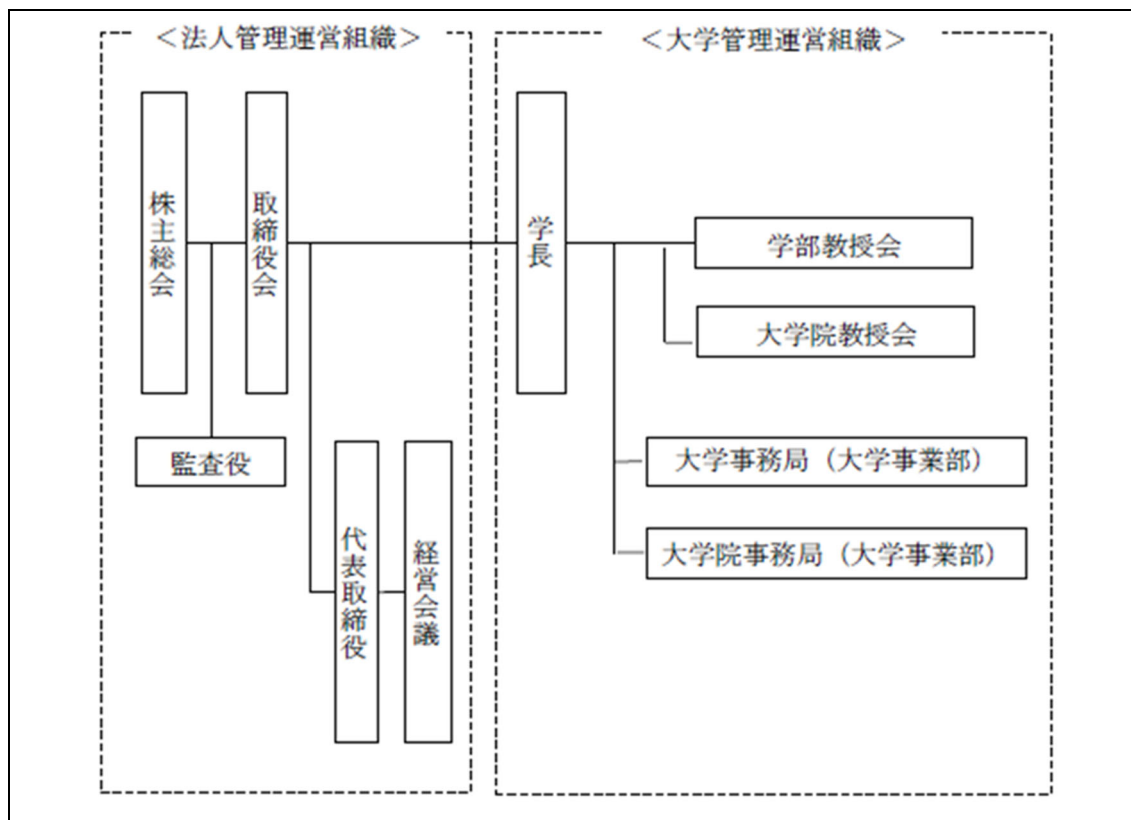
項目 19：管理運営体制の整備、関係組織等との連携（評価の視点 7-1～7-5）

<現状の説明>

【評価の視点 7-1】管理運営を行う固有の組織体制を整備していること。

株式会社立大学である本学において、大学の事業推進は設置会社内の事業という位置づけであるが、主に設置会社は学校法人における理事会の働きに相当する「法人管理運営組織」として機能し、設置会社内の大学事業部および大学教員組織の2組織が大学の実質的な運営と管理を担う「大学管理運営組織」である。これら組織の関係は、以下の図7-1に示すとおりである。大学院事務局は設置会社の一部署である大学事業部に属している。

図7-1 法人管理運営組織と大学管理運営組織の関連図



本大学院の特徴として、大学院事務局と教員及び院生との交流が密であるため、日々行われている授業及び業務から発生する仔細な問題点を教職員が共有することができている。そこでの情報は、大きな意思決定が必要なものについては大学院教授会で議論されることとなっているが、日常の軽微な事柄については、毎週開催される大学事務局のマネージャー会議及び大学院事務局にて共有され、問題点の抽出や検討などが迅速に行われる体制と

なっている。

【評価の視点7-2】管理運営について、関連法令に基づく適切な規程を制定し、それを適切に運用していること。

図7-1に示した「法人管理運営組織」の権限と責任は、設置会社における「定款」「取締役会規程」「経営会議規程」において定められており（資料7-1～資料7-3）、また、同図に示した「大学管理運営組織」の権限と責任は大学内の「大学組織規則」「デジタルハリウッド大学学則」「デジタルハリウッド大学院学則」において定められており、両組織の権限と責任を明確化し、それに準じた運用がそれぞれ適切になされている（資料1-1）（資料7-4～資料7-5）。

事業推進上の意思決定プロセスについては、経営に関する意思決定は設置会社において開催される「経営会議」等で行われ、教学に関する意思決定は大学院教授会での意見聴取に基づいて学長が決定するというように、それぞれが別のプロセスとして区別されている。

なお、設置会社の「経営会議」には、学長、大学院事務局長も出席しており、経営及び教育研究双方の観点を斟酌したうえで意思決定がなされるよう配慮されている。

さらに、図7-1の「大学管理運営組織」の中に示した教授会の権限と責任については、大学院教授会規則および教授会取扱事項において明確化し、適切に運用している（資料2-6）（資料7-6）。大学院学則第46条に定める審議事項については、学長が同事項を決定するにあたって、「大学院教授会」で審議し、その結果を学長に対して意見提示している。

また、「大学院教授会」の下部組織として「デジタルハリウッド大学大学院教授会規則」第6条に基づき「カリキュラム検討委員会」「入試委員会」「教員選考委員会」が設置され、「大学院教授会」で報告又は決議を行っている（資料2-8）（資料3-6）（資料4-5）。

【評価の視点7-3】デジタルコンテンツ系専門職大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準を設け、かつ、適切に運用していること。

本学は学部が1学部1学科、専門職大学院においても単一の研究科のみで構成されており、比較的小規模の大学であるとの判断から、学長が学部長、研究科長を兼ねている。よってその責任体制は明確である。

学長の選任については、設置会社の「取締役会規程」及び「デジタルハリウッド大学学長選任規則」において、その選任方法などが適切に定められている（資料7-2）（資料7-7）。

【評価の視点7-4】デジタルコンテンツ分野に関する外部機関との連携・協働等が適切に行われていること。

本研究科では、本大学院の事務職員が主体的に運営を行っている産学官連携センターを介して、デジタルコンテンツ分野の各機関と多くの連携・協働を行い、当分野の研究におけ

る先導的役割を担っている（資料7-8）。産学官連携センターでは、ファッションとテクノロジー融合の先端コンテンツ展示（資料7-9）、メディア・アーティストおよび現代美術展とのコラボレーション（資料7-10）、マーケティング共同研究（資料7-11）、実務体験型インターンシップ（資料7-12）、デジタルアートとコンテンツ提供プラットフォームを組み合わせた配信実験（資料7-13）など、精力的に活動を行い、院生・修了生・教員の実践研究の推進や、産業界との連携を促進している。

【評価の視点7-5】デジタルコンテンツ系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、どのようにそれらとの連携・役割分担を行っているか。

本学にはデジタルコミュニケーション学部が設置され、大学(学部)の使命・目的のもと、クリエイティブ、ICT、語学の教育に注力している。デジタルコンテンツ研究科の3つの要素の一つである「クリエイティビティ」「デジタルテクノロジー」に強みをもった学生を数多く輩出するため、本研究科では優秀な学部生を積極的に迎える方針をとっており、学業や課外活動で優秀な実績を挙げた者を学費減免で進学させる特別進学生制度をとっている。その際、学部の学生支援グループの職員およびキャリアセンターの職員と大学院グループの職員とが連携して、上記の進学を促進するように努めている。また、早期に入学試験を受験した者には、大学院の科目履修を認めるなど、積極的な教育研究活動を展開している。

また、3DCGのように高度な技術教育を要する分野に関しては、学部と大学院で共通する教員のゼミをおき、6年間の専門的な一貫教育を一部行っている。

<根拠資料>

- ・添付資料7-1：「デジタルハリウッド株式会社「定款」
- ・添付資料7-2：「デジタルハリウッド株式会社「取締役会規程」
- ・添付資料7-3：「デジタルハリウッド株式会社「経営会議規程」
- ・添付資料7-4：「デジタルハリウッド大学「大学組織規則」
- ・添付資料7-5：「デジタルハリウッド大学学則」
- ・添付資料7-6：「デジタルハリウッド大学大学院教授会規程の取扱いに関する申合せ」
- ・添付資料7-7：「デジタルハリウッド大学学長選任規則」
- ・添付資料7-8：「外部機関との連携・協働に関する資料」
- ・添付資料7-9：助教／ファッションテックデザイナー・O l g a が企画・キュレーションをする『Fashion tech week』 | 次世代型ショールーム 蔦屋家電+ (プラス) にて開催
[https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000001726.000000496.html](https://prt看imes.jp/main/html/rd/p/000001726.000000496.html)
- ・添付資料7-10：KYOTO STEAM スタートアップ展にてメディア・アーティスト 市原えつこ氏の「仮想通貨奉納祭」出展に協力
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000001841.000000496.html>

- ・添付資料 7-11：デジタルテクノロジーを使用したアート作品「麴町勝覧」 「HAKONIWA」
(稲垣 匡人 氏/daisy*) を常設展示
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000001699.000000496.html>
- ・添付資料 7-12：夏期 3 日間でおこなう実務体験型インターンシップ『DHW Boat Config』
を開催
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000001832.000000496.html>
- ・添付資料 7-13：デジタルコンテンツ EXPO に出展 | プロトタイプ実験としてリアルタイムデジタルアートを配信
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000001859.000000496.html>

項目 20：事務組織（評価の視点 7-6～7-8）

【評価の視点 7-6】適切な規模と機能を備えた事務組織を設置していること。（「大学院」第 42 条）

◆事務組織の構成と人員配置の適切性

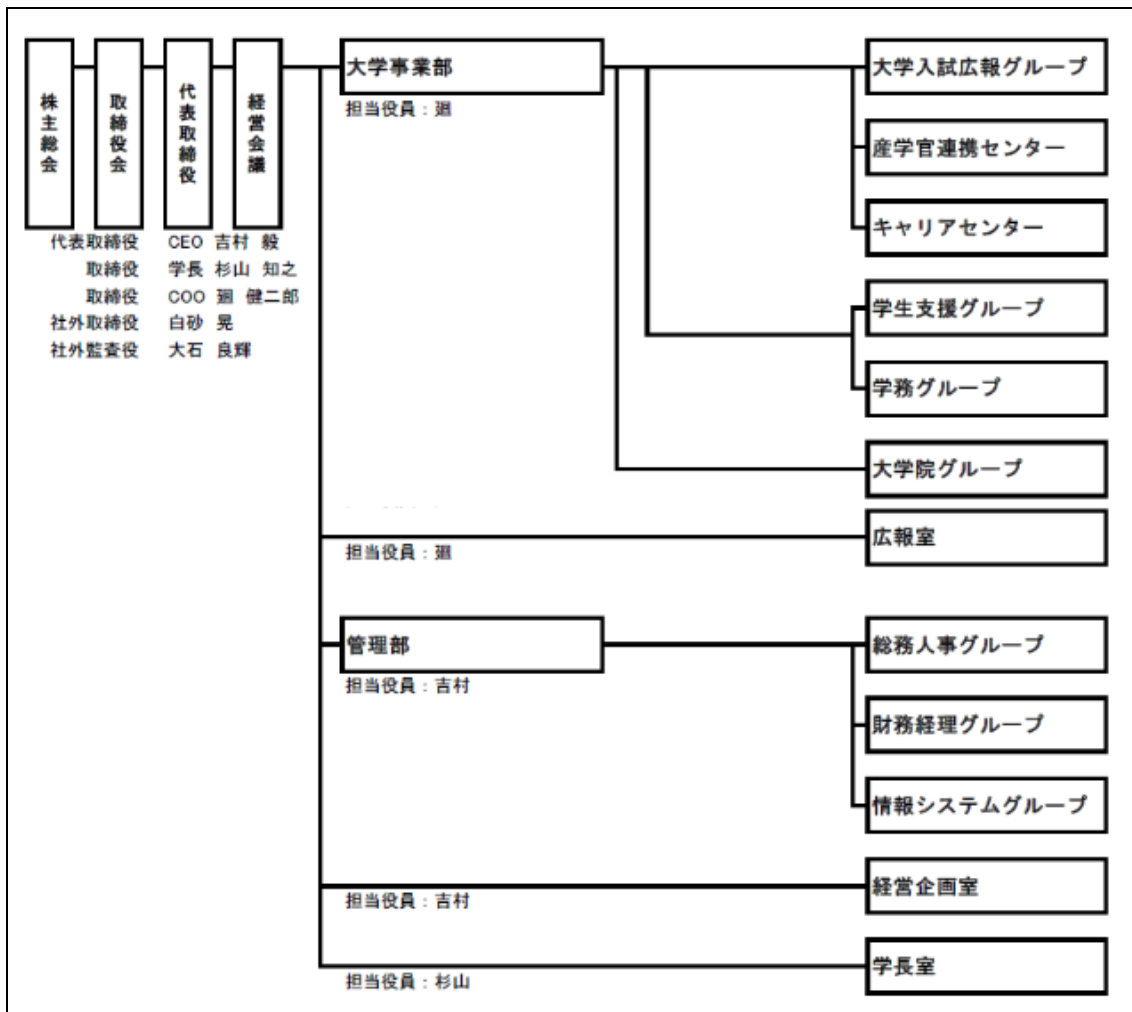
本学の事務組織の構成は、図 7-2 の「事務組織構成図」のようになっており、本学は株式会社立大学であり、大学院事務局は、設置会社であるデジタルハリウッド株式会社の一部署である大学事業部に属している。

大学事業部の人員配置としては、2020（令和 2）年度 10 月 1 日時点で、職員 42 人を各部署に配置し、本学の使命・目的を達成するために必要な職員を確保し、適切な組織整備を図っている（資料 7-14）。

各部署のうち、大学院グループにおいては、必要な職員を配置し、それを統括する大学院事務局長 1 人を配置している。また、学部・大学院に共通する組織としては、職員の事務業務支援を主に行う学務グループに必要な職員を配置し、それに加えて、キャリアセンターおよび産学官連携センターに必要な職員を配置している。

これらの組織編制の特徴は、学生の利便性を考慮し、教務課、学生課といった分業制をとらず、大学院の窓口を大学院グループに一本化している。このことにより、情報の共有化や円滑な情報伝達を実現している。

図 7-2 事務組織構成図



◆事務機能の改善や業務内容の多様化への対応策

大学院グループの管理職である大学事務局長およびマネージャーが、毎週開催される大学事業部マネージャー会議にて、業務の状況や問題点などの情報の共有化を図り、事務機能の改善点や業務内容への対応策を検討している。

その具体的な改善事例としては、2015（平成 27）年度から設計に取り組み、2016（平成 28）年度に実装したグループウェアの導入が挙げられる。これにより、院生や授業のデータベースをクラウド化し、より柔軟かつ精緻に管理することができるようになった。また、フィードバックシートの配信設定および集計が自動化されたことで、効率が大幅に向上した。さらに院生側のインターフェースを工夫し、各種申請や連絡事項の閲覧、フィードバックシートおよびアンケートへの回答などが直感的に行えるよう設計した。これらは院生のためのユーザビリティ向上と、業務効率の向上に関わる重要案件として、マネージャー会議で適宜共有・協議を行った。

【評価の視点 7-7】事務組織は、関係諸組織と有機的連携を図りつつ、適切に運営されて

いること。

主として本研究科の運営には大学院グループが従事している。これが属する大学事業部は、大学全体の運営を統括しており、各グループが密接に連携して運営している。これらの職員の他、本学の設置会社においては、取締役 5 人をはじめ、組織全体に関する事務を扱い、管理部門を統括する部長 1 人のもと、庶務、施設・設備管理、労務管理、教育・研修、契約法務などをとりまとめる総務人事グループ、資金繰りや出納などの財務管理、財務諸表作成などを担う財務経理グループ、職員や学生用 PC、組織全体のネットワークシステム、サーバーなどを管理する情報システムグループに、それぞれ必要な職員を配置している。加えて、新規事業を企画・立案する経営企画室、対外的な広報を担当する広報室、学長の業務を担当する学長室に、それぞれ必要な職員を配置している（資料 7-14）。

大学院グループは、総務や経理関係については、設置会社の本部組織である管理部との連携の下に業務を行っている。また、情報ネットワーク関係や新規事業の企画案件、さらに対外的な広報については、情報システムグループ、経営企画室、広報室と連携を図り適切に業務を遂行している。

【評価の視点 7-8】事務組織の運営には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。

大学院の運営に従事する大学院グループの職員は、本研究科の固有の目的に即し、デジタルコンテンツ領域の急速な進歩や社会環境の変化に対応するため、カリキュラムの編成・実施を主体的、積極的に行う点に特色がある。特に、修了課題制作の段階的な指導である、「新入生合宿 Future Gate Camp」、修了課題制作準備ガイダンス、探求テーマ発表会、指導教員マッチングといった一連の学事を科目化した「修了課題構想」や「修了課題計画」の企画・運営に注力し、同様に企画・運営を中心的に行う優秀成果発表会におけるアウトプットの充実と来場者数の向上を目指し取り組んでいる。

また、【評価の視点 7-4】で挙げたような外部機関との連携を通じて、デジタルコンテンツ領域の第一線の研究者や実務家とのコミュニケーションを積極的に行い、本大学院の使命・目的を実現するための教員採用に役立てている。

さらに、大学が行う業務が複雑化・多様化する中、大学運営の一層の改善に向けては、事務職員・事務組織等がこれまで以上に積極的な役割を担い、大学院総体としての機能を強化し、総合力を発揮する必要があること、また、大学教員を取り巻く職務環境の変化も踏まえ、教員・事務職員の垣根を越えた取組が一層必要となっており、教員と事務職員とが連携協力して業務に取り組む重要性を認識し、本大学院では、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、大学院事務局内に専門的知識を持つ事務職員を配置し、本大学院の教員と専門性を持つ事務職員とが連携・協働して、専任教授会のアジェンダ管理・進行をはじめ各種業務に取り組んでいる。また、自己点検委員会や FD 委員会では、本大学院の教員と事務職員とを織り交ぜた組織構成により職務を遂行している。こうした教職協働の取組みは、本学ならではの特色といえる。

さらに、2017（平成 29）年度に、経営会議において、設置会社の教育事業におけるメリットが期待できる事、社員にとっても、知見を広げ、社会的地位向上になる事などを目的とし、同社のアカデミック分野における最先端技術・情報・知見を得ることができる事、将来の社員教員候補の可能性のある事などの効用を期待して、同社の社員が他の大学院等の教員との副業を認める制度を導入した（資料 7-15）。このことは、本学ならでは特色といえる。

<根拠資料>

- ・添付資料 7-14：「デジタルハリウッド株式会社組織図」
- ・添付資料 7-15：「副業における申請条件と決済方法について」

【7 管理運営（項目 19～20）の点検・評価（長所と問題点）】

<①長所として取り上げるべき事項>

【評価の視点 7-4】で挙げたように、本大学院の事務職員が主体的に運営を行っている産学官連携センターを介してデジタルコンテンツ分野の各機関との多くの連携・協働を行い、当該分野の研究における先導的役割を担っていることは、本研究科の長所として挙げることができる。（根拠資料 7-9、7-10、7-11、7-12、7-13）

<②問題点として取り上げるべき事項>

管理運営において、問題点として取り上げるべき事項は特にない。

【7 管理運営（項目 19～20）の将来への取り組み・まとめ】

<①長所として取り上げるべき事項>

産学協同を重視する本大学院において、外部機関との連携・協働は重要な役割を担っているが、デジタルコンテンツ領域の進化・発展に即して、理論と実務の架橋となり得る取り組みを臨機応変に行うことが重要かつ本学の使命・目的の実現のために重要であると考えられる。このため、2021（令和 3）年度以降も、引き続き産学官連携センターを介して様々な機会をとらえて柔軟に連携を行っていく方針をとる。また、2018（平成 30）年度以降において、特に重要かつ先進的な外部連携機関等の有識者からアドバイザーボードの構成員を迎えることで、デジタルコンテンツ領域の将来に対する見極めや、本研究科の全体的な取

り組みへの俯瞰した視点の強化を図る。

<②問題点として取り上げるべき事項>

管理運営において、問題点として取り上げるべき事項は特にない。

以上

第8章 点検・評価、情報公開

項目 21：自己点検・評価（評価の視点 8-1～8-5）

<現状の説明>

【評価の視点 8-1】自己点検・評価のための仕組み・組織体制を整備し、教育研究活動等に関する評価項目に基づいた自己点検・評価を組織的かつ継続的な取り組みとして実施していること。（「学教法」第 109 条第 1 項、「学教法施規」第 158 条、第 166 条）

◆自己点検・評価のための仕組み・組織体制の整備

本学は 2006（平成 18）年度に、「デジタルハリウッド大学自己点検委員会規則」を定め、学長、学部長、事務局長、学長が指名する専任教員、及び学長が必要と認めた教職員で構成する「自己点検委員会」を設置し、教員及び事務組織の多面的な活動状況などを客観的に点検・評価し、改善に努めている（資料 8-1）。

また、自己点検・評価の実施体制については、自己点検委員会とその下に作業部会（ワーキンググループ）を設置している。自己点検委員会では、年度ごとに委員会を開催し、自己点検・評価に関する基本的な計画、方針を策定し、全学的観点に立って自己点検・評価活動を統括している。また作業部会では現場での問題点を把握し、自己点検・評価を行い、その結果について報告書案を作成し、委員会に報告を行っている。

◆教育研究活動等に関する評価項目に基づいた自己点検・評価の組織的・継続的な取り組み

2008（平成 20）年度、2012（平成 24）年度には、本大学院の専門分野であるデジタルコンテンツマネジメントについて評価を行うことができる機関がなかったことから、当時の認証評価機関の教育研究活動等に関する評価項目を参考にした評価項目を本大学院で設定して、自己点検・評価活動を行った（資料 8-2）。

なお、自己点検・評価活動における点検・評価項目は、自己点検委員会において検討を行い、専門的分野の点検・評価に留まらない、大学院という教育研究機関における総合的な点検・評価になるようにも配慮した。

さらに、2016（平成 28）年度以降においては、パブリックコメントで示した大学基準協会による「デジタルコンテンツ系専門職大学院基準案」の評価項目に基づいて自己点検・評価を実施している。

このように、本大学院では、教育研究活動等に関する評価項目に基づいて、自己点検・評価を組織的かつ継続的に実施している。

【評価の視点 8-2】自己点検・評価、認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結

びつけるための仕組みを整備していること。

【評価の視点 8-1】で述べたとおり、自己点検委員会とその下に作業部会（ワーキンググループ）を設置しており、自己点検・評価結果及び認証評価結果については、教授会及び大学事業部マネージャー会議へ報告を行うと共に、教学に関しては教授会の議を経て学長決裁にて、管理運営に関しては大学事業部マネージャー会議の議を経て経営会議にて、それぞれ課題解決のための検討と実行を行う体制となっている。具体的には、017（平成 19）年度の受審結果からの指摘事項について 2018 年度から 2020 年度にかけて改善に取り組んだ。

【評価の視点 8-3】 認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応していること。

2017（平成 19）年度に分野別認証評価を受審した。その際に、課題として指摘された点は下記であり、それら各事項に対して、適切に対応している。

- (1) 学位名称にふさわしい教育の体系化と理論の教育課程への反映
合計 10 回のカリキュラム検討委員会での継続的な審議を経て、新カリキュラムのコンセプト「SEAD」を策定し、「基礎・理論科目」と「応用・実践科目」を配置することで教育の体系化を図った。また、「基礎・理論科目」を配置することで、理論を教育課程に反映した。（第 2 章 教育内容・方法・成果 項目 3：教育課程の編成）
- (2) シラバスのチェック体制とあいまいな記載内容の見直し
改訂版のシラバスガイドラインの作成と、シラバスの記載内容のチェックリストを作成し、1) シラバス作成教員、2) カリキュラム検討委員会、3) 事務局職員の 3 者でシラバスのチェックを行うよう体制を整えた。2018（平成 30）年 11 月 27 日のカリキュラム検討委員会から運用し、2019 年（平成 31）年 1 月のカリキュラム検討委員会までに 2019 年（平成 31）年度のチェックを完了した。（第 2 章 教育内容・方法・成果 項目 10：成果）
- (3) コア科目の明確化とそれに合わせた教員組織の編成
デジタルコンテンツマネジメント領域の学術の理論と実務を架橋するカリキュラムを再設計し、教育課程とマネジメントとの関係を明確にするとともに、カリキュラムにおけるコア科目として「基礎・理論科目群」を配置した。また、それにふさわしい教員組織を編成するために、2018（平成 30）年 10 月 23 日の教員選考委員会で審議を行い、2019（令和元）年度からの新カリキュラムにふさわしい担当教員を決定した。（第 3 章 教員・教員組織 将来への取り組み・まとめ）

- (4) 教育研究業績に基づいた教員の研究活動の適切な評価の仕組み
教育研究業績に基づく専任教員活動報告表（定量的基準と定性的基準を示した評価表）を策定し、専任教員の研究活動の評価を行うよう制度を整備した。その評価にあたっては、学長事務局長会議にて最終評価の決定を下すものとし、2019（令和元）年度から上記の仕組みと評価表を適用していく。（第3章 教員・教員組織 項目13：専任教員の教育研究活動等の評価）
- (5) 理論系の専任教員をよりいっそう採用するための教育研究環境の整備の検討
教育研究環境の整備に向けたさらなる検討を行う。本学全体の教育研究環境等の整備としては、本学全体のキャンパスの増床を図るなど 2021（令和3）年度以降検討する。個別の教育研究環境等の整備としては、新型コロナウイルス感染症対策を考慮しながら、1）集中して研究に取り組むことができるようなスペースを教員室内にパーティションなどを用いて設置する、2）本大学院の近くにある外部のレンタルオフィスやコワーキングスペースなどを借用して教員がそのスペースで研究できるような環境を整える、3）サバティカル制度を設けて、教員の研究専念期間を確保する、などを具体的に検討していく。2018（平成30）年度は、デジタルハリウッド大学 内部質保証システムにおける、1）事務局スタッフによる自己点検委員会ワーキンググループ、2）自己点検委員会、3）経営会議の3者で、上記検討課題について、全学的かつ全社的に審議・検討を重ねることで、この検討課題の課題解決に努めた。（第3章 教員・教員組織 将来への取り組み・まとめ）
- (6) 外部評価結果を教育研究活動等の改善・向上に組織的に結び付けること
本学の機関全体の外部評価を行う組織である教育課程連携協議会（デジタルハリウッド大学アドバイザーボード）の規則を制定した。上記協議会のメンバーについては、同規則第4条（組織）及び第5条（任命）に基づき、学長が左記4名をその構成員として任命した。2019（令和元）年度から上記規則に基づいて、同協議会の運用を行っている。（第2章教育 内容・方法・成果 項目9：改善のための組織的な研修等）

【勧告に対する改善・課題解決】

- (7) 理論と実務の架橋教育の実現
2019（平成31）は年度からの新カリキュラムのコンセプト「SEAD」に基づき、「基礎・理論科目」と「応用・実践科目」を配置し、理論と実務の架橋教育が実現されるように努めた。（第3章 教員・教員組織 将来への取り組み・まとめ）

- (8) 修了課題制作の審査基準の明文化及び審査の厳格化
2018（平成 30）年度の 6 月～10 月にかけて行われた専任教授会での審議を経て、修了課題制作について公平で客観的かつ厳格に評価を行うことができるルーブリック型評価基準と、その厳格な審査方法を策定し、2019（令和元）年度の修了課題制作のシラバスなどに明記し学生に対して公表するよう整備した。（第 2 章教育内容・方法・成果 項目 8：成績・評価）
- (9) 高度の教育上の指導に問題が生じないように、専任教員組織の編制に留意
専任教員の契約期間を、単年度から 2 年以上に延長することも可能にすることで、高度の教育上の指導に問題が生じないように専任教員組織を編制し運用するよう整備した。
また、2019（令和元）年度からの新カリキュラムに対する専任教員に関して、担当科目数及び単位数を含めて、2018（平成 30）年 10 月 23 日の教員選考委員会で審議検討し、担当科目数及び単位数が少ない専任教員が極力存在しないよう留意して、各担当科目に対する専任教員の配置を同委員会で決定した。
認証評価受審時の 2017（平成 29）年度のカリキュラムと比較して、2019（令和元）年度の新カリキュラムにおいて、担当授業科目数及び単位数が少ない専任教員の数が減るように改善に努めた。（第 3 章 教員・教員組織 将来への取り組み・まとめ）
- (10) 雇用契約の対象者の増員と理論系教員の任用・昇格基準の設定と運用
雇用契約の教員の登用を計画立てて順次行う。2019（令和元）年 4 月 1 日から 1 名を雇用した。当該教員は、博士（情報理工学）の学位を取得し、著作・論文をはじめとするアカデミックな業績を多数持つとともに、多くの学会に所属して学会発表を多数行い、その中で多数の学術賞を受賞した経験を持つ理論系教員である。
また、従来の教員任用規則に加え、別途細則に理論系教員の任用・昇格基準を定め、運用するという方針を決定した。（第 3 章 教員・教員組織 将来への取り組み・まとめ）

【評価の視点 8-4】自己点検・評価、認証評価の結果について、どのように教育研究活動等の改善・向上に結びつけているか。

自己点検・評価、認証評価の結果について、教育研究活動等の改善・向上に結びつけた主な事例として、【評価の視点 8-3】で述べた中で、新カリキュラムのコンセプト「SEAD」

を策定し、「基礎・理論科目」と「応用・実践科目」を配置することで教育の体系化を図ったことが挙げられる。不確実の未来において新たな価値を創造し、世界を幸せにすることができる人材を育成することを掲げ、「アートとサイエンスの力を身につけ、デザインとエンジニアリングの手法を獲得しながら、それら4つの要素が創発する学究領域[SEAD]の学びを通じて、みずからの使命となるテーマを探求し、社会実装する2020年代のための新カリキュラム」として編成を行った。

【評価の視点8-5】自己点検・評価の仕組み・組織体制、実施方法等には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。

2008（平成20）年度と2012（平成24）年度は、自己点検委員会で、固有の目的に即した評価項目を自ら設定し自己点検・評価を行うとともに、固有の目的に即した外部評価委員を選定し外部評価を過去2回実施したことは、本学ならではの特色とあってよい。

さらに、本大学院自らが認証評価機関に働きかけ、2016（平成28）年度において、大学基準協会に「デジタルコンテンツ系専門職大学院基準案」をご作成いただき、パブリックコメントで示された「同基準案」に基づき、固有の目的に即した自己点検・評価を実施していることは、本学ならではの特色である。

<根拠資料>

- ・添付資料8-1：「デジタルハリウッド大学自己点検委員会規則」
- ・添付資料8-2：「大学院ホームページ 自己点検・評価報告書」
<https://gs.dhw.ac.jp/profile/about/approach/>

項目22：情報公開（評価の視点8-6～8-9）

【評価の視点8-6】自己点検・評価の結果を学内外に広く公表していること。（「学教法」第109条第1項）

本大学院では、2008（平成20）年度、2012（平成24）年度、2016（平成28）年度、2018（平成30）年度に、それぞれ自己点検・評価を実施し、その結果については、webサイトで公表している（資料8-3）。

【評価の視点8-7】認証評価の結果を学内外に広く公表していること。

認証評価については、2008（平成20）年度、2012（平成24）年度、2017（平成29）年度に、それぞれ専門職大学院単体の分野別認証評価を実施した。評価の実施については、本大学院の分野に該当する評価機関が無いため、学校基本法第109条第3項但し書きに従って外部評価の委員を集め、認証評価を行った結果、学校教育法に基づく大学院の基準に適合し

ていると認定された。また、その結果については、web サイトで公表し、学内外に広く公表している（資料 2-41）。

【評価の視点 8-8】デジタルコンテンツ系専門職大学院の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っていること。（「学教法施規」第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項）

- (1) 教育研究上の目的に関すること。
- (2) 教育研究上の基本組織に関すること。
- (3) 教員組織、教員数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
- (4) 学生の受け入れ方針及び入学者数、収容定員及び在籍学生数、修了者数並びに進路等の状況に関すること。
- (5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。
- (6) 学修成果に係る評価及び修了認定に当たっての基準に関すること。
- (7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。
- (8) 授業料、入学料その他の徴収する費用に関すること。
- (9) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定められた教育研究活動等の状況についての本大学院の情報を、Web サイト上にすべて適切に公表している（資料 8-4）。

【評価の視点 8-9】情報公開には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。

本大学院の基本的な情報に関しては、本大学院のホームページ上にすべて掲載した上で、その中でも特に周知を行いたい内容については、本大学院ならではの方法として、Facebook や Twitter で情報発信するとともに、設置会社の広報室と連携しながら、プレスリリースを通して情報発信を行っている。このように、デジタルハリウッドという教育事業のグループが連携し、社会に対する発信価値を相乗して高めるべく経営会議などで取り組んでいることは、本学ならではの特色である。（資料 8-5）

<根拠資料>

- ・添付資料 8-3 : 「大学院ホームページ 自己点検・外部評価委員会による評価報告書」
<https://gs.dhw.ac.jp/profile/about/approach/>
- ・添付資料 8-4 : 「大学院ホームページ 学校教育法施行規則に基づく情報開示」
<https://gs.dhw.ac.jp/profile/about/attestation/>
- ・添付資料 8-5 : デジタルハリウッド株式会社 プレスルーム
<https://www.dhw.co.jp/pr/>

【8 点検・評価、情報公開（項目 21～22）の点検・評価（長所と問題点）】

<①長所として取り上げるべき事項>

【評価の視点 8-5】で述べたように、固有の目的に即した特色ある自己点検・評価を継続的に実施していることは本大学院の長所とあってよい。

<②問題点として取り上げるべき事項>

自己点検・評価、認証評価結果を、より一層、改善・向上に結び付けるための仕組みとして、アドバイザリーボードからの意見の反映を含めて、次年度に検討する。

【8 点検・評価、情報公開（項目 21～22）の将来への取り組み・まとめ】

<①長所として取り上げるべき事項>

本大学院の教育研究活動等の定期的検証については、上記のとおり、これまで自己点検・評価を実施しているが、更なる検証体制を整備すべく、自己点検委員会における検証サイクルをより短くし、より強固な改善サイクルを構築する。（資料 8-6）。また、2020（令和 2）年度に教職協働によってデジタルハリウッド大学のミッション、ヴィジョン、長期計画を策定し、「DHU2025 構想」として公開した（資料 1-8）。質保証体制における PDCA サイクルのもと、2019（令和元）年度より策定を進めたものであり、パブリックコメントの実施、教職員公開型の意見交換会、社会広報、事務局内の浸透ワークショップ、エッセンスを伝えるための Web サイト（資料 8-7）など、デジタルハリウッド大学全体の統合的価値を向上させる主軸として活用し、将来への取り組みとしていることは、長所として取り上げることができる。

<②問題点として取り上げるべき事項>

「第 1 章 使命・目的」で記載したとおり、2019（令和元）年度から、本大学院のアドバイザリーボードを運営している。有識者による意見を教育課程の編成や教員の資質向上に結びつける取り組みを行っていく。

<根拠資料>

- ・添付資料 8-6：「自己点検関係 年間スケジュール」
- ・添付資料 8-7：「DHU 2025 AGENDA」プレスリリース

<https://prtmes.jp/main/html/rd/p/000001919.000000496.html>

以上

終章

1. 自己点検・評価を振り返って

このたびの自己点検・評価によって、過去に挙げられた課題や、特色・強みを伸ばすための方策に確実に着手し、成果を出しつつあることが確認できた。2017（平成 29）年度に受審した認証評価での指摘事項と合わせて、デジタルハリウッド大学全体の質保証体制の PDCA サイクルを回すことができるようになったことには大きな意義がある。

2. 今後の改善方策、計画等について

今後は 2017（平成 19）年度に分野別認証評価を受審した際に、課題および勧告事項として挙げられた点への適切な対応が急務であり、質保証体制の中で解決を図る。

また、2020（令和 2）年度中に教職協働によってデジタルハリウッド大学のミッション、ビジョン、長期計画を策定し、公開した「DHU2025 構想」にもとづいて、質保証体制における PDCA サイクルのさらなる強化を図る。

3. 今後の展望

全学的質保証体制の中で本大学院の特色や強みを活かしながら上記で挙げた課題を解決し、専門職大学院としての価値をより一層高めていきたい。カリキュラムの再編に加えて、理論系教員の採用、実務家教員による学会発表、修了生の博士課程への進学などの実績が近年で増加しているように、理論と実務の架橋教育の実現に向けてさらに邁進していく。これを教職協働のみならず、院生、修了生、産学官との接点など全ての関係者とともに実現することが本大学院の展望である。

以上